

---

○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は、全員の7人です。  
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第1 「一般質問」を行います。  
お手元に配布いたしました質問要旨の順に発言を許します。  
質問番号1番、2番 奥崎裕子 議員。

○2番（奥崎裕子君） 皆さんおはようございます。私からは、ふるさと交流館や札天山<sup>さつてんざん</sup>収蔵館の今後の活用について伺いたいと思います。

桜ヶ丘公園内にある郷土資料展示施設「下川町ふるさと交流館」は、今年度5月末から9月末までの毎週水曜日と予約のあった火曜日・木曜日に開館しています。また、夏休みには特別開館や無料開放も行われ、特別開館時には、展示を見るだけでなく、草木染のワークショップなどが開催され、足を運ぶきっかけになっていたように思われます。今回開館してどのような状況だったのか伺います。

また、ふるさと交流館及び札天山収蔵館の設置目的は、下川町公の施設の設置及び管理に関する条例で規定されています。下川町ふるさと交流館は「生活、産業、教育文化等の資料を展示することにより、その発展過程を理解し、郷土愛を高めるとともに、都市と山村の交流を深める。」、札天山収蔵館…正式名称は下川町郷土資料展示保存施設は「生活、産業、教育文化等の資料を展示保存することにより、その発展過程を理解し、郷土愛を高める。」となっていますが、町として両施設の活用方針が明確になっていないと思われます。そこで、これらの施設の活用方針を示し、有効活用に向けた町の考え方を町民と共有すべきだと考えますが、町長と教育長の考えを伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。  
古屋教育長。

○教育長（古屋宏彦君） 奥崎議員の「ふるさと交流館や札天山収蔵館の今後の活用について」の御質問にお答えいたします。

1点目の「ふるさと交流館を開館してどのような状況だったのか」についてですが、今年度は5月28日から9月30日まで、毎週水曜日の10時から12時まで、13時から15時までを常時開館とし、14時から15時まではふるさと交流館「語り部」に在館していただき、火曜日と木曜日は完全予約制で10時から15時までの開館としております。また、8月9日から8月17日まで、8月12日を除く8日間、10時から16時までを特別期間の開館とし、ワークショップなども開催し、8月13日から15日は無料開放といたしました。

今年度の来館利用実績といたしましては、8月末で158名、そのうち特別期間中の来館

者は78名となっております。

2点目の「ふるさと交流館及び札天山収蔵館の活用方針を示し、有効活用に向けた町の考え方を町民と共有すべき」についてですが、ふるさと交流館や札天山収蔵館は、町の歴史を伝える貴重な郷土資料などを展示する施設であり、このような施設の目的は、多くの皆さまに御来館いただくことが重要だと考えております。

これらの施設の活用方針につきましては、条例に規定されている設置目的を基本とし、新たに策定する考えはありませんが、ふるさと交流館の開館が終わる10月1日以降については、降雪が始まる時期までの間、ふるさと交流館及び札天山収蔵館を完全予約制ではありますが開館していきたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 2番 奥崎議員。

○2番（奥崎裕子君） 今年度、常時開館を実現できたのは、学芸員を確保できたことがやはり大きかったのではないかと考えています。

しかし、その学芸員ですが、今月で辞められると伺っています。5月に着任した学芸員が、短期間で辞めるに至ってしまった理由を伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） それでは奥崎議員の御質問にお答えします。確かに短期間で退職をされるということになってしまいましたが、主な理由についてですけれども、担当している職員と意思の疎通が少しできなかったというようなところは実際にはございます。

あと、もう一つは、学芸員御自身の御都合によるものというふうになっております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 2番 奥崎議員。

○2番（奥崎裕子君） いろいろな御都合はあるとは思いますが、着任する前から学芸員のやりたいことなどを…おそらく協議できたとは思いますが、その協議というのは今回きちんとされたのでしょうか。というのは、学芸員のやりたいことというものも…もちろんあったと思いますし、下川町の教育委員会としても…こういうような考えでということはあると思うんですが、そのすり合わせであったりとか…そういうことはされたのでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 奥崎議員の御質問にお答えいたします。そのすり合わせにつ

いては、学芸員…それからうちの職員ともすり合わせを行っているところですが、本来うちの学芸員業務として募集した主な内容につきましては、ふるさと交流館を少しでも開館していくという業務、それから今現在保存している資料の整理というところが一番の目的というところで学芸員を募集して、今回採用となりまして、その点については採用時にきちんと御説明をして、了解を得ているところでございます。

しかしながら、学芸員の…いろいろ立場もございまして、そういった状況の中ではありますが、様々な企画をしていただいて、都度すり合わせを行ってその事業に取り組んできたところではありますが、学芸員のやりたいところと、うちの学芸員を支援する体制ですとか、それから予算の問題などもありまして、必ずしも学芸員のやりたいことが100%うちの方で対応できたかというところ…そういう形ではありませんが、それについてもその都度、学芸員の方に説明をさせていただいて、一定程度了解を得てきているものというふうにご考えておりました。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 2番 奥崎議員。

○2番（奥崎裕子君） ただいまの答弁の中で、職員と意思疎通できないということもあつたり、いろいろな都合はあるとは思いますが、学芸員を募集したということは、専門的な知識や経験、能力を期待してのことだと思しますので、学芸員のやりたいこと…考えというのを教育委員会は共有して後押しする姿勢がもっと必要だったのではないかと考えています。また、担当する職員と上手くいかなかったという点に関して、もっとほかのやり方を考えて、学芸員のやりたいこと…考えというのを後押しすることはできなかったのでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 奥崎議員の御質問にお答えします。先ほどちょっと…意思の疎通というような言い方をしましたが、お互いの言い分が…お互いに理解ができないというような状況でありまして、何といいますか…学芸員には学芸員の主張がございまして、私ども教育委員会の方では教育委員会の方で…できることの限界というのがありますので、そういったところでお互いの…何というか…理解が進まなかったというようなところでございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 2番 奥崎議員。

○2番（奥崎裕子君） もちろん受け入れる側からしてもいろいろな方針というのはあるとは思いますが、せつかく学芸員を募集したということであれば、その能力を發揮できるような活用方針であるとか、受け入れる側の体制というのものもある程度は整えておく必要があるのかなと私は考えていて、これは…先ほども言いましたけど、私たちには無い専門的な知識であるとか、経験や能力を持っておられる方ですので、そちらの角度からの見方というのももちろんあつて、私たちも歩み寄つて、お互いが共に考えて作り上げてい

くということが大切だと私は考えています。そのようにしていかなければ、今後また新たに学芸員を募集するとなっても…またという言い方はあれかもしれませんが…長続きしないのではないかと懸念がありますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 奥崎議員の御質問にお答えいたします。先ほども御説明をいたしました。私どもが学芸員を募集した一番の目的というのが、ふるさと交流館を開館していくこと、それから資料の整理を行うこと、まずここが第一義的なところでございます。

それから、例えば今御説明しました…特別期間中の…夏休み期間中の開館ですとか、それから学生のインターンですとか、それから民具の専門の方に来ていただくとか、そういったことを学芸員の方から提案を頂いたものについては、私ども大部分で理解をして…お互い協議をして、その受け入れ体制について進めてきているということで、もちろん学芸員の提案した事業を全て否定するものではなくて、私どもでも対応できるものについては対応してきたところでございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 2番 奥崎議員。

○2番（奥崎裕子君） 今、小林課長が言われた中に、いろいろな企画を学芸員から御提案頂いた内容もこれから実現、検討していくというお話がありましたので、そこは評価したいと思います。

また、それだけでなく、展示内容や配置のリニューアルも必要だと思っています。名称だけでなく、説明文を入れるなど、時間の経過とともに不足していく情報を補っていく必要があると思います。なぜなら、そのものを知っている、また見たことがある世代は、今後更に失われ、全く知らない世代や知らない人に対しても伝わる表現というものが求められるからです。そして、展示が変わらないから一度行ったらちょっともう行きづらいなという声もあります。展示内容やリニューアルについて、どのようにお考えか伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 奥崎議員の御質問にお答えします。展示内容のリニューアルにつきましては、今現在展示されているものについては、平成16年に大規模な改修をしております。この展示改修の内容につきましては、やはり学芸員の専門的な知識をいかしながらやっていくしかないんですが、この展示の改修についても、やはり専門の知識を持った業者をお願いをするしかない。平成16年当時も…この改修に掛かる費用というのがおおよそ1,200万円という形になっております。

今回、学芸員は辞めてしまいましたが、今後はまた新たな学芸員を募集していくのか、そのあたりはまた検討していかないとはいけませんが、今、奥崎議員から御指摘のありました

展示のリニューアルですね、こういったものを…その必要性だとか、その内容についても今後検討して、調査していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 2番 奥崎議員。

○2番（奥崎裕子君） 展示内容のリニューアル、また企画展などをするにしても、いろいろな…予算であったり人手であったり…いろんなところが必要になってくるかと思いません。

そこで私から提案をさせていただきたいことがあります。企画や運営に主体的に関わるボランティアの設置を考えてはどうでしょうか。一例として、土別市立博物館を挙げるんですが、土別市立博物館では博物館ボランティア友の会というものがあり、博物館活動のサポートや博物館を活用した自主的な活動を行っています。活動例として、ネガフィルムや映像フィルムのデジタル化、書物の整理、自然史標本の作成、野鳥や昆虫・外来種等の生育調査、展示の手伝いや展示企画の監視などを行っているそうです。このようなボランティア団体の力を借りて、また新たにふるさと交流館、札天山収蔵館などを活用していく方向を探ってはいかがでしょうか。ボランティアということであれば、下川町の図書室でもボランティアによる月替わりの展示コーナーがあり、図書室の魅力づくりに一役買っています。このような地域住民が主体的に関わることで、新たな視点から様々な活用ができていくのではないかと考えますが、ボランティア設置についての考えを伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 奥崎議員の御質問にお答えします。まずボランティアの関係でございますが、例えば特別展示ですとか資料の整理を…まずこれをやっていく体制といえますか、それがまず整うことが一番大事なところというふうに思います。その上でお手伝いをしてくれる方がいるのか、またこれが必要となるのか、それも併せて検討していきたいというふうに考えておりますが、今回、学芸員の方からも御指摘を受けましたが、展示している資料だとか、私どもが保存している資料、これについては、非常に…専門的な取り扱いをしなければいけないようなものも含まれておまして、こういったものが…ボランティアを募集するときに、ある程度知識を持った方を募集するのか、また、知識を持ってなくても対応が可能な部分だけの募集とするのか、そういったところも併せて調査研究してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 2番 奥崎議員。

○2番（奥崎裕子君） いろいろなところで、いろいろな取り組み、活動がなされていると思いますので、そういうところを参考にして、是非、下川町でも上手く活用していければと思っています。

一番最初の答弁の中で、今後の活用ということでは、今年度においては降雪が始まるまでの間…10月1日以降ですが…完全予約制で開館するというように答弁で仰られています。

したが、今年度に限ったことではなく、今後について何か決まっていること、若しくはこういうふうの開館していくと…検討していることがあれば、その説明をお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 古屋教育長。

○教育長（古屋宏彦君） 今お話がありました完全予約制の関係ですが、雪が降るということであれば大体11月ぐらいが目途かなと、雪が融けるのが大体4月…5月かなということで、その後についても同様の事は考えたいなと思っております。ただ、学芸員がいないということで、専門的な説明は当然出来ないですけれども、こういうところにこういうものがありますので御覧くださいというようなことは、教育委員会の職員自体も御案内はできるだろうと思います。

私の考えは、先ほどの答弁にありましており、やはり多くの方々に見ていただくというところ、そこがまずは尽きるなと思っております。例えば1回見に行っても、2回目行ったら…気が付かなかったみたいな発見があるかもしれません。

あと交流館もさることながら、実は分かりやすい資料が多いのは、一の橋の札天山収蔵館にあります。こちらは産業別にそれぞれの文化財が展示されております。あれを1回で全部見きるとなれば相当な時間がかかりますから、何回も通っていただいて、そして見ていただくということを繰り返して行って、先ほど御提案あったような…おそらくあれは博物館としてのボランティアだと思いますけれど、やり方は多分異なる方法になるかもしれませんが、当然そういうようなボランティアのお力もお借りするという事は必要かと思っております。

あと文化財にはそれぞれ物語がありまして、その物語を今回の語り部の方にいろいろ話をさせていただき、そうするとこの物が当時の歴史背景でこんな使われ方をしていたというところで、また単純な物を見るとは違う…その深みが出てくるんだろうなと思います。そういうような活動も積極的にお願いをしながら、いろんな物事を皆さんに…町民の方を中心に伝えていきたい。当然町外の方にも見ていただくと、下川町の過去の歴史がよく分かっていただける。そうすると一部の方は下川のサポーター的な役割を果たしてくれるかもしれませんので、そういうような場所としてこの施設は活用していくべきだなというふうに考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 2番 奥崎議員。

○2番（奥崎裕子君） 下川町の歴史と現在を未来に伝えていくのが、やはりこういう…ふるさと交流館であったり札天山収蔵館の使命なんだと思います。だからといって、物がそこにあれば伝わるわけではないので、地域住民が伝えていこうという…やっぱりそういう思いがあるからこそ伝わっていくものなのかなとも考えています。なので、今、私が質問している内容は、行政に対しての質問ではあるんですけれども、下川に住んでいる下川町民の方には是非考えていただきたいことではあります。展示資料、収蔵品、収蔵資料は私たち下川町民の財産なんです。まず私たちが下川を知るためにも、ふるさと交流館、札天山収蔵館を主体的に活用していかなければならないと考えています。

以上で私の質問を閉じます。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） 今、やり取りを…いろいろお話をさせていただいた中で、繰り返しのようになってしまいますけれども、条例の目的である生活、産業、教育文化等の資料を提示することにより、その発展過程を理解し、郷土愛を高めるところが、ふるさと交流館、それから札天山収蔵館、両方とも共通の目的として掲げられておりまして、私たち執行方針、教育行政執行方針の中でも、その部分についてきちんとやっていくということで方針として示しておりますので、まずそこは忘れずにやっていきたいなというふうに思っています。

下川町の教育行政の総合教育大綱の中でも、郷土の歴史、自然、風土の中から形成される文化財は、貴重な歴史文化遺産でありまして、後世に伝承されるとともに、将来の郷土の発展の礎を成すもので、郷土意識を育てるのに重要なものだということで位置づけておりますので、今回、最初の質問にありましたとおり、学芸員の方を採用して、整理ですとか、今後…展示改定に向けていろいろな取り組みを進めていきたいということで進めていたんですけれども、今回退任されるということで、私としても大変残念に思っております。

今後このようなことがないように、交流館の中でも、職員と今後来られる学芸員も含めて、きちんとコミュニケーションが取れるよう、あるいは目的・目標がきちんと把握できるように進めていきたいというふうに思っていますし、そういったことで教育委員会の方とも協議して、今後の方向性を定めていきたいなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） これで奥崎議員の質問を閉じます。

質問番号2番、6番 斉藤好信 議員。

○6番（斉藤好信君） それでは私から、災害時における対応についてということで御質問させていただきます。

大雨や台風、地震などの自然災害において、住民が身を寄せる避難所の環境改善は急務であります。7月30日に起きたカムチャッカ地震では、32度の猛暑の中、避難所の暑さ対策の不備が指摘されており、冷房のない避難所、同時に想定した脱水症予防のための経口補水液、食料品が備蓄されていなかったということでございます。

下川町においても、冬場の避難対策と併せて、暑さへの備え、対応が必要であると思いますが、町長の考えを伺います。

次に、町では町民避難所のほかに、高齢者、障害のある方、乳幼児を抱える方などに、福祉避難所としてハピネスを指定しておりますが、さらに要支援を必要とする方、医療的ケア児・者に対しては個別の対応が必要ではないかと思えます。

併せて個別避難計画、実施要領の策定も検討すべきと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 斉藤議員の「災害時における対応について」の御質問にお答えします。

令和7年7月30日に発生したカムチャッカ地震では、避難所に冷房設備がなく、経口補水液や食料品の備蓄も不十分だったことが報道され、猛暑の中での避難について、避難者の熱中症のリスクが高まったことについて指摘され、新たな課題が浮き彫りになった事例と認識をしているところであります。

本町における避難所等は、指定避難所10か所、福祉避難所3か所、避難所7か所、その他避難用の場所として7か所、計27か所でございます。

夏場の暑さ対策につきましては、冷房施設のある避難所が複数あることから、特に熱中症リスクの高い高齢者や子供に対する対策として、冷房施設のある避難所への誘導などの対応を行うよう検討してまいります。

また、備蓄品に関しましては、保存食等をはじめ、寝具類、日用品、暖房器具、発電機、燃料、応急資機材を保有しておりますが、段階的かつ計画的に備蓄品の更新と管理を行うとともに、経口補水液や熱中症対策物資の備蓄などの検討を進めてまいります。

次に、福祉避難所で受け入れる対象者についてですが、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児などの受け入れを想定しております。自ら避難することが困難な方におかれましては、本人、御家族、関係者等との調整を行い、避難先や支援体制を事前に整備しておく必要があるため、早期に個別避難計画を策定し、個別的支援について関係機関と連携を図りながら実施できるよう進めてまいります。

また、医療的ケア児、医療的ケア者に対しましては、個別的な対応が必要でありますので、平常時から関係機関と連携し、必要に応じた対応を行ってまいります。

以上申し上げます。答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） まさにですね…今カムチャッカの話がされましたけども…これもそうですが、例えば7月26日ですか…今まではやっぱり南国の方で線状降水帯というのが発生して…長い間、雨雲がそこに停止して…どンドン雨を降らすという、それがやっぱり気候変動でどンドン上がってきて、ついに北海道でもそういう状況になるという…これがまさに豊富町、幌延町で起きた大雨だと思うんですね。12時間で170mmぐらいの大雨が降ったということで、豊富町に住んでいる住民の方も…中には60年間住んでいて初めての経験…ということを見ると、下川町もですね…本当に災害の少ない町ですけども、やはり地震も想定されますけども、確率的に高いのは、やっぱり大雨による災害だと思うんですね。そういう意味では、避難所の環境改善というのが非常に重要だと思うんですね。

それで、今、町長の答弁があったとおり、避難所の暑さ対策に向けては、冷房設備のあるところに避難誘導するというふうになってはいますが、下川町において一番大規模な…多

人数を入れる避難所としてはスポーツセンターだと思っんですが、御存じのようにスポーツセンターは冷房の環境になっていないと思っんですが、取りあえず冷房を付けたらと莫大な金もかかるし、それで例えば冷房のあるターミナルとかハピネス…ただしハピネスは福祉避難所ということで、個別対応される方に来ていただくということで、そこに一般の方をとるわけにはいかないと思っんです。なぜなら、障がい者とか高齢者というのは、やはり環境の変化そのものですか…それに非常に対応できないという、そこが一番根本なんです。そういう意味では、ハピネスは除外されると思っんですけども、それでちょっと私なりに調べました。例えばスポーツセンター、これは大規模な災害があった時には、やはり多くの人を誘導するようになると思っんです。そういう意味で…これはすぐというふうにはいきませんが…そこで問題になるのは財源ですけども、例えば私が調べた中では、緊急防災・減災事業債というのがあります。これを活用された一番新しい事例としては、8月に完成した…埼玉県久喜市で体育館に冷房設備を入れた…この事業債を使ってやったわけなんですけども、これは国の方で…2018年11月に、これの活用で自治体による学校体育館とか…体育館へのエアコン設置に活用できるというふうに政府の方も明言されております。それでも今回、久喜市では、すんなりとできたかというところ…いろいろあったんですけども、最終的にその事業債を活用して出来ました。

それと来年度…今までも3年、5年おきにやってきましたんですけども、防災・減災ということから今回決められたのは、2026年度から5年間ということで、第1次国土強靱化実施中期計画ということで出来ました。そしてその中で、おおむねですね…また5年後に見直すという形ですけども、今回の5年間では20兆円ぐらいの事業費が付きまして。

それで、これは河川の治水という…そこが大きなものなんですけども、そのほかに上下水道の耐震化と、それから避難所環境の抜本的改善の推進というのが出されているんですが、こういうものを…そちらの方がそのへんは詳しいので…活用されながら、将来的に多人数の避難所となるスポーツセンターに冷房環境を整えるような検討をされるお考えはありますか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。今、斉藤議員が仰られたとおり、いろいろな要素があって、冷房があれば一番いいかなというふうには思っんですけども、避難所の中で指定避難所のバスターミナル合同センターにも冷房があって、水害の場合は垂直的に…2階にホールがありますので、そちらに避難していただくというところもございますし、あるいは先ほどお話あったハピネスの…福祉避難所として利活用した方がいいかなと思っんですけども…そちらの方もございますし、デイサービスの方も一定程度対応が可能かなというふうには思っますので…状況によって対応が変わると思っすけれども、そういった中でできるだけ対応していきたいなというふうには思っしております。スポーツセンターの関係ですけども、多くの方が収容できる避難所ということで、いろんな活用ができるかなと思っんですけども、スポーツセンターにエアコンを設置するということに関しまし

ては、様々な調査検討が必要かなというふうに思っています。その理由の一つとしましては、建設からかなり年数が経っておりまして、あらゆる災害に本当に対応し得るかという部分も…若干不安要素もありますので、そちらの方も検討しながら進めていく必要があるかなと思っておりますので、いろいろな…今出ている財源も含めて、あるいは町全体のシミュレーションも含めて、考え合わせた上で、必要な場所にエアコンを設置していくというのは今後検討は必要かなというふうに思っておりますので、御理解頂ければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 齊藤議員。

○6番（齊藤好信君） 先ほどちょっと…今回町で作られた下川地域防災計画を読ませていただきました。かなり改善されて…ただ努力目標ということで、今後努力するよという目標が結構付け加えられているので、徐々にやっていくべきだと思いますけども、本年はともかく…分かりませんが…やはり先ほど言ったとおり、災害に対しての避難所の整備は、やっぱりいっぺんに何から何までできません。

今、町長が仰ったとおり、私…スポーツセンターと言いましたけども、現在指定されているのでスポーツセンターを出しましたけども、例えば中学校の体育館、それから小学校の体育館も完全冷房装置は付いてないと思うので、そのへんも含めて、やはり強度な建物の中に避難所…また指定されながらですね、そこに今…素人の調べたものですけども…そちらの方は専門家ですから、そういう財源…例えば文科省も冷房設置費用の2分の1の支援をするということで、上限が7,000万円でしたか、そういう支援を国の方ではやっています。避難所の強化を進めるという意味で、そういう方法を十分研究されてやっていただきたいなと思います。

それから、私の述べた福祉避難所においての高齢者、障がい者の方…こういう方はやっぱり個別に対応しなくてはならないし、それから要支援の方で自宅で生活されている方、要支援も1から5までありますけども、本当に…1、2の方は自力で生活はきちっとできますけども、やっぱり一部は介護なり、それから助けが要するという方もいらっしゃいます。

そういう方の災害が起きた時の避難体制というのは…先ほどちょっと読ませていただきましたけども…これはやっぱり具体的に誰がどこへ行くという…100人も200人もいるわけじゃないですから…今後作られるということで書いてありました。これもなるべく早くですね、マニュアルだけは作っておいて…。やっぱりそこは…私は思うんですけども、具体的に…誰が行って車に乗せて移動させてというぐらいにですね、細かな部分が非常に大事だなと思うんですね。先ほども述べましたけども、そういう方はやはり福祉避難所ももちろんそうですけども、あと…書いてありましたけども…病院、それから施設ですか、それから…これは前の一般質問で述べましたけど…宿泊施設、たまたま下川の場合は、結いの森も五味温泉も町の指定管理に置かれていますから、そういうところと連携を取って、部屋を空けていただいて、そこに避難させていただくというですね、そのへんも含めて計画をやっていただきたいと思います。

あと、先ほど言いましたが、本当に素晴らしい…この防災計画をされてるので、これを基本にですね、これが実行されなければ…なかなか…絵に描いた餅みなくなっちゃうので、やはり実行に向けて速やかにやっていただくことが…災害というのはいつ起こるか分から

ないというのが災害であって、それに備えてやっていただきたいというふうに思います。

大変素晴らしい防災計画なので…いろんなことを今聞こうかなと思ったんですけど、ほとんどのことが今回改善されて行われています。ただ一つ…これは前にも聞きましたけども…電力ですよね、発電機などの電力で措置するというお話が前回もありましたけども、例えば今現在ある大型の避難所において、胆振東部地震の時のように停電になった時に、何時間ぐらい対応できる…前に聞いたのは確か 12 時間だと思うんですけど…ちょっと間違えているかもしれませんけども…そういう意味では大型の所に限った質問ですけども、どのぐらいの対応の時間…例えば半日、若しくは 1 日、2 日対応できる電力を確保できるという、そういうのがもし示せたらお話いただきたいと思います。

私…災害…3 回ぐらいやっているんですけども、前に…病院もありますよね…停電における…病院とか聞いたんですよ。その時には…おおむね半日だと思うんですけども、あれから 3、4 年ぐらい経っていますから、どういう感じでやっているのかなというふうに思いまして…例えば冷房だって…ターミナルにありますけども、電力が切れたら冷房ができなくなる…当たり前ですけども、そういう意味で聞いたんですけども。もし、今分からなければ…。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） それぞれの施設についての正確な時間というか…そのところは、現状ちょっと資料…手持ちでないのでお答えできないんですけども、蓄電池等を…それぞれ装備しているわけではないので…基本、そういった意味では、電気をずっと供給できるかという、自家発電機などで対応できる施設については、ある程度燃料供給できればできるかなというふうに思っています。あけぼの園は最低限の…維持するのに 3 日間ぐらいは大丈夫だということで聞いております。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 斉藤議員。

○6 番（斉藤好信君） それは前回に聞かせていただきましたけども、その時に言ったかどうか分かりませんが…例えばサンルダムで発電していますよね。技術的に無理な話かもしれませんが…その時に供給してもらおうとか、そういう仕組みができればいいなという話をしたと思うんですけども、そういう意味では地元で…今発電をやっているところがあるので、そういうのも…協定なり何なり…協議されて、万が一の時にはそういうことがもしできれば…素人ですから…技術的に難しいのかもしれませんが、非常にそういう意味では、下川は立地条件…たまたまそこに 2 か所あるということで…良いんじゃないかと思うんですね。

今…ずっと話しているのは、万が一に大規模災害が起きた時にどうするかということで、災害が起きなければ一番良いんですけども、やっぱり町長としては住民の命と財産を守るという立場ですから、そういうことで質問させていただきました。あと、先ほど言ったものは、また後で…書面か何かで出していただければと思います。

それでは、次に移りたいと思います。改正鳥獣保護管理法施行に伴って始まる緊急銃猟

の対応についてということで、クマ出没時の緊急対応は、今まで警察官職務執行法による警察の命令で行われてきましたが、今回…9月1日から、市町村長の判断で銃器を使用してクマなどを捕獲できる緊急銃猟制度が創設され、環境省からは緊急銃猟が認められる条件としてのガイドラインも明示されました。これらの手続は煩雑に思われます。非常に煩雑で、たくさんの書類を出さなければならない。これに対して、どのような組織体制で対応されるのか伺いたいと思います。

次に、銃猟を委託するハンター…猟友会の方が懸念されているのは、一つは身分保障、それから事故による補償であります。町としてその対応・対策をどのように考え、検討されているのか、進捗状況を伺いたいと思います。

次に、委託する猟友会に対して、活動費・報酬等の処遇改善を検討すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、今後、猟友会が継続していくには、担い手・後継者の育成が重要であります。担い手対策についての町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 齊藤議員の「改正鳥獣保護管理法施行に伴って始まる緊急銃猟の対応について」の御質問にお答えいたします。

緊急銃猟につきましては、これまで国の検討会で議論が重ねられ、令和7年7月8日にガイドラインが公表され、令和7年9月1日に施行されたところであります。本町におきましては、環境省主催による緊急銃猟に係る研修会が町内で開催され、関係者とともに緊急銃猟の手順を確認しており、また、緊急銃猟を行う際に円滑な対応ができるように、対応マニュアルを作成してきたところであります。

今後におきましても、引き続き市街地への侵入防除対策として、国・道による河川敷地の木の伐採や草刈、ヒグマ出没時のアニマルアラートやスマホ役場による注意喚起を行い、人身被害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

1点目の「どのような組織体制で対応するか」についてですが、現時点では、これまでと同様に道路の通行制限や住民避難等について、名寄警察署や北海道に御協力を頂いた上で、担当課で対応していきたいと考えております。

2点目の「銃猟を委託する捕獲者の身分保障と事故による補償」についてですが、緊急銃猟は、市町村長が、主として捕獲者に委託して実施することとしており、銃猟を行うことの決定やそのための安全確保措置など、緊急銃猟の実施責任は市町村長にあり、委託を受けた捕獲者が責任を負うものではありません。また、物損や万が一の人身事故が生じた場合には、捕獲者ではなく、銃猟を委託した市町村が補償や賠償を行うこととなっております。

3点目の「猟友会の活動費・報酬等の処遇改善」についてですが、猟友会に支払う活動費、報酬等につきましては、これまでも猟友会と協議を行った上で適宜改善を行っておりますが、今後においても近隣市町村との格差が生じないように、猟友会と十分に協議を行った上で、毎年見直しや改善を行い、猟友会の会員が積極的に活動できるよう支援してま

います。

4点目の「猟友会の担い手・後継者の育成」についてですが、猟友会につきましては、現在14名が在籍しておりますが、熟練者の高齢化により、担い手・後継者の育成が急務となっております。町としましては、過疎地域持続的発展支援事業を活用した若手の狩猟者向けの研修等や、囲い罠による捕獲などによる有害鳥獣対策のスキル習得を支援するとともに、引き続き有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助制度を活用し、猟友会への新規加入を促進してまいります。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 齊藤議員。

○6番（齊藤好信君） 9月1日から施行になりましたけども、8月29日に北海道猟友会の代表の方が全道71支部に通知を出されました。その中に、ハンターの方が危険と判断した場合は発砲を中止する…つまり…やらなくてもいいよと。それから身分保障ですけども、これは御存じのとおり…砂川で起きた…砂川の支部長が刑事責任を問われたという…あれが非常に大きいと思うんですね。それでいろいろ…今聞いておきますが、物損事故が発生した場合、それから人身も含むと思うんですけども、それは市町村の自治体が責任を負うということによろしいですか。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） ただいまの御質問にお答えします。今回、9月1日で制度が変わったということで、8月22日付けで警察の方から発砲者に、行政処分は不相当だよという通達も出ておりますので、あくまでも発砲の責任については市町村長が持つ、また、事故等があった場合も市町村長が責任を持つということで、あくまでも発砲については市町村長が判断して、猟友会の方に委任するという形になりますので、そういった形になっておりますということで御理解頂ければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 齊藤議員。

○6番（齊藤好信君） 環境省が出した今回のガイドライン…指針ですけども、大きく四つぐらいあるんですけども、緊急銃猟が認められる条件として、一つ目にクマが住居や広場といった人の日常生活圏に侵入している又は侵入するおそれが大きい、二つ目に人の生命又は身体への危害を防止するために緊急の措置が必要、三つ目に銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲が困難、四つ目に住民や第三者に銃猟による被害を及ぼすおそれがない、この四つの指針…これを全て満たす必要があるというふうに念を押しているんですね。

それで、先ほど…いろいろ煩雑だと言いましたけども、町長…今答弁で、今までの体制で…担当でとありましたけども、私もいろいろ関係者からお話を伺いましたけども、書類関係などでもチェックが結構大変で、それから先ほど町長が述べたとおり、近隣の方とか

関係者…警察も含めて…その連携とか、そういう意味では非常に…例えば町の職員の方で…その方だけでやると、ほかに一般業務もありますから非常に大変じゃないかなと思うんですけども、その点、町長はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） 御質問にお答えします。あくまでもチェックリストは事故防止の観点もあると思うんですよね。それで危険をきちんと回避した上で銃を発砲するということですので、そういった意味ではやはりチェックはきちんと必要ですし、あるいは通行止め、あるいはそこに住民の方が入る範囲ではないということとか、あと細かく言うと…後ろに弾が跳ねて…そういった形で危険なところに飛ばないということもやっぱりチェックする必要がありますので、これはきちんと守る必要があるかなと思います。

体制の方は、そのケースケースによるんですけれども、できるだけ連携し合って、銃撃を行う場合はそこに入らない体制をきちんと取っていかなきゃいけないと思いますので、警察あるいは道路管理者含めて連携していかなきゃいけないかなというふうに思います。

その手前でですね、先ほども若干ふれましたけれども、やっぱり市街地に侵入しない方策を併せてやっていかなければならないなというふうに思っておりますので、御理解頂ければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 齊藤議員。

○6番（齊藤好信君） 例えば福島町<sup>ふくしまちょう</sup>で新聞配達員が襲われて亡くなりましたけども、その後に福島町としては…確か2,600万円の補正を組まれて、電牧とか…そういう措置をされたというふうに思いますけども、電牧をやるとしても非常にお金もかかるし…そういう感じの費用負担、猟友会に対してもだと思うんですけども、そのへんも含んで…道の方も鈴木知事が市町村の費用負担への支援を検討すると述べてますけど、今後どういう形になるか分かりませんが、そういう事前防止策というものも一つは大事だと思います。

それから、今、町長言われた、いろんな関係機関との対応とか…ここは将来的に見込んで…一つの提案ですけども、例えば災害マネージャーを置いてますけども、そういう形と類似しますけども、新たにそういう部署を今後立ち上げるということも一つの検討課題だというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。特定の部署というか…そういう形も一つの考え方ではあると思うんですけども、専任が必要かどうかというのは様々な角度から検討しなければならないと思っています。現在、地域おこし協力隊2名が役場内に居て、猟友会と連携しながら対応、対策を打っているところなんですけれども、現状では産業振興課の方に担当が一人…専任職員ではないですけど…居て、課内で連携して対応していただい

ているところですので、今後、その体制の構築含めて、内部で協議してまいりたいというふうに思います。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） クマが出没して、先ほど言ったガイドライン…4項目に該当するようなことが起きた場合ですね、当然町長から猟友会の方に委託すると思うんですね。その委託なんですけども、それは毎回毎回…そういうことが起きた時に改めて委託するのか、それとも…毎年4月に駆除委託というのをされてますね…町長の方から、それをもってクマの駆除は委託されてるわけですから…それもあるけれども、それでも毎回毎回改めて委託しなくてはならないという…そこは省けるんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（田村泰司君） 今回の緊急銃猟に関しては、別の考え方だと思います。鳥獣保護管理法の契約と、この緊急銃猟はまた別になるので、毎回それぞれの判断…緊急銃猟の実施の判断、指示、委託は、その都度ということになると思います。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） そういうふうに決められているんですね…毎回やりなさいよと…環境省の方でその都度…毎回猟友会に対して…はい、分かりました。

次にですね、猟友会の処遇改善ですけども、例えば今、猟友会に対しては…金額間違ったら申し訳ありませんけども、活動費は年41万円で正しいでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 亀田慎司 産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） はい、41万円でございます。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） 年間41万円ですけども、いろいろお話を伺うと、狩猟登録ですか…毎年されてる…これで20万円ぐらいかかるらしいんですね。あと、1回の出動は3,000円で合っていますか。

○議長（我孫子洋昌君） 亀田産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） はい、1回当たり出動3,000円でございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） 本当に…3,000円なんですよね。やはり1回の出動で…出てきて30分ぐらいで終わるような作業でもなくて、クマの痕跡とか…それをもって追いかけるということが、聞いたら非常に大変な事で、このへんも含めて…先ほど町長が言われましたけど、近隣町村と色々な連携をしながら支援していくということですけども、これはやはり猟友会は根本的にというか…元々はそういう狩猟免許を取ってやるという…一つの趣味の団体ですよね…基本的には、そういう認識なんですけど…どうですか。

○議長（我孫子洋昌君） 亀田産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） お答え申し上げます。先ほど出動1回3,000円という話ですけども、こちらについては緊急銃猟で市街地になった場合、1日当たりの報酬としては1万5,000円になります。この方々は、鳥獣被害対策の実施隊ということで、町の特別職…非常勤の職員としての報酬ということになりますので、立場としては実施隊の非常勤というところになります。猟友会の扱いについてはそのとおりだと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） そうなんですよね。本当に趣味で…そういう方が集まって猟友会やっている。だから今までは報酬とか…例えばシカは1頭1万4,000円ぐらいですか、もし間違っていたら言ってください…例えばクマは4万8,000円だと思うんですが、クマを1人の方が追いかけて行って1人でやっつけるということは…ほとんど無理…やっぱり3人、4人と囲んで、そして痕跡を調べたりして…聞いたら大変なもので、朝から晩までかかっても見つかるかどうか分からないという…たとえそこで見つけて、そしてドンとやったとしても…4万8,000円ですけども、それは4人も5人もかかってやって、そして報酬としては1頭分ですから、そのへんも…町長の方で考えていただいて、今後の改善に向けてやっていただきたいと思います。

やはり…さっき言った趣味の団体が、そういうふうには…シカはともかくとして…クマを捕獲するには、やっぱり命かけてやらなくちゃならないと思うんですね。私だったらとてもできませんけども、命を張って…町民の命と財産を守るためにやるというのが、何でそんな報酬とか…処遇が低い中でやれるかといったら、下川の猟友会の方々は、根本はやっぱり郷土愛…自分が生まれ育ったこの町のために自分たちも貢献していくという郷土愛が根本にあるというお話でした。確かに私も…そのとおりだなと思います。ただ、いつまでも町として…そこに甘えてはいけないなと思うんですね。北海道で推定頭数1万1,600頭ですか…このぐらい頻繁に出てきて、たまたま下川で人身被害がないです。でもこれももし万が一あったら、こんなことじゃ収まらないと思うんですね。そういう意味で、例えば何年か前だったら、クマに遭ったら町にすぐ通報したりして…出たのかと思うけど、今はもう頻繁に出るから通報も…どのぐらいか分かりませんが…もしかしたら10分の

1 ぐらいかもしれません。そのぐらい頻繁にクマの目撃というのはされてますよね。そういう意味では、やっぱり人身被害というのはいつ起こるかも分からないから、やはりその体制だけは…特に猟友会に対しては…猟友会しか委託される場所がないんですから、そこはやっぱり処遇改善ということは本腰を入れて、是非検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、4 点目の猟友会の担い手…担い手も今まで多くの方々に…熟練された猟友会の方が今まで培った知識とか知恵とか現場のことをいろいろ教えられてきたと思うんです。

そういう意味で後継者の育成を図ったと思うんですけども、ただ、今振り返ってみると、その中で何人残っているかといったら…いないでしょ…現在いるのは3 名ですか、例えばクマが出没して危険が生じるといった時に、今活動できるのは…猟友会の方が言っただけでも…本当に今出動可能なのは4 名から5 名ぐらいらしいです。そのぐらい高齢の方が多くなっている。だから本当にここ2、3 年が限度だねという感じですね。その人たちがもしリタイアされちゃうと、今残されている…担い手の方いますけども…その方が本当に撃つとどめまで刺せるかといったら、ちょっと難しいんじゃないかというふうに仰っていました。そういう意味で、やっぱり居続けていただけるような後継者育成の対策を取るべきだというふうに私は考えるんですけど、いかがですか。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） 御質問にお答えします。現在、猟友会の方は、先ほども答弁申し上げましたけど…14 名いらっしゃいまして、ここ最近で20 代の方を中心に数多く会員になっておられます。今、高齢の方と一緒に活動していただきながら、その技術だとか、知識の伝承をしていただく形で進めていると思うんですけども、そういった中で、今後その20 代…あるいは若いハンターの方たちがライフルの免許を取得して、クマの銃猟ができるというふうな形で育成をしていければなというふうに思っているところでございますので、御理解頂ければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 齊藤議員。

○6 番（齊藤好信君） 今までいろんな担い手、それから後継者ということで多くの方を…今の猟友会の方をお願いして、場数を踏んで、そして一人前に育てていきたいということやってきましたけども、なかなか残っていないというのが…私から見たらそうなんですけども、それは町長と考えが一緒でいいですか…そういうことを含めて、今後やっぱり居続けていただける方、それから、その方がやはり生活するわけですから、生活設計が成り立つような形で、そして居続けてもらって、今後の町の…命と財産を守るという活躍をしていただければ、ここ3 年と先ほど言いましたけども…3 年ぐらいでなかったら自分たちが一緒に現場に行って、そしてノウハウを全て教えていくことはなかなか厳しいというお話です。そういう意味では、私が今言ったことを踏まえて、担い手対策というのを考えていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） はい、仰るとおりだとは思いますが。狩猟免許等の取得費の補助ですとか…そういったものを含めて、現在対応を進めておまして、令和5年、令和6年で多くの方に猟友会に入らせていただいております。ただ、ヒグマに限定しますと、撃てるようになるまでの…銃の免許の取得とかに時間がかかりますので、そういった意味では本当に…これが最後のチャンスといったら変ですけども、今いる方に居続けていただくというのは非常に重要な要素かなと思ってますし、個人名なので具体的にはお話しできませんけども、長い間下川に居続けていただいている方も中にはいらっしゃいますので、今後、そういった形で、下川町で…そういった技術、あるいは知識を伝承していただいて、活躍していただければというふうに私も思っておりますので、御理解頂ければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） 私からの提案ですけど、今、他の自治体も…まだ本腰は入れてませんが、担い手対策で連携というか…どうだというのを…今話が上がっているのが自衛隊の退職者の方、一つは、自衛隊の方というのは、クマは撃ちませんが…銃器類の扱いというのは、長年携わってきた中で、全くの素人から見たら銃器類に関してはある意味玄人だというふうに思うんですね。今どこも担い手対策で、例えば運転手とか…自衛隊の退職者ということで結構騒がれてますけども、今言った猟友会に関して、担い手それから育成という意味では、自衛隊というのは54歳ぐらいで確か退職だと思うので、年齢的にはまだまだ大丈夫だと思うんですけども、そういう形で…町独自でやるというんじゃなくて、例えば名寄とか美深、音威子府、もっと言うと士別の方も入れて…道北圏みたいな形で、特に名寄は自衛隊を抱えているわけですから、そういう検討をするというか…人材確保の面も含めて、協議会などを立ち上げるような考えを…その前に近隣の首長方との協議も大事だと思うんですけど、そういう考えで是非自衛隊退職者も一つは念頭に置いて検討するようなお考えはありませんか。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） はい、お答えします。自衛隊の退職者の方を採用というか…入らせていただいていることだと思うんですけども、事例としては、京都の方に、自衛隊のOBがNPOに入って鳥獣被害防止活動をやられてるという事例がございます。自衛隊を退職した後、そのまますぐ狩猟免許が取れるかというところ…一般の方と一緒にいるので、銃の取り扱いには慣れていらっしゃいますけれども、やはり経験がなければ…クマの関係は年数がかかるというのは同様でございますので、そういった意味も含めて、例えばもう既に狩猟免許を持っている人が自衛隊の中にいらっしゃれば、また良い形で御協力頂けるかなというふうに思いますので、自衛隊関係者を含めて、一度相談してみたいなというふうには思っておりますので、御理解頂ければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） 銃器類の取り扱いには経験があるということと、もう一つは…私一番最初に言いましたけども…やっぱり長く居続けていただかなければ、どうしても…猟友会の方も教えがいないし、残っていただかなければ…どうしてもまた一からスタートということになるので、一つの利点としては、名寄の自衛隊の方…それが協議を進める中で…利点としては、名寄の現職の方で、1、2年で退職される方というのは、ほとんどの方は…借家の方もいらっしゃいますけど…家を構えていたり、ある意味では家族の本家本元があるということで、そんな簡単にあちこち行くということも考えられないということで、それも一つの利点だと思うんですね。そのへんも含めて、是非…首長の会合か何かあった時に一つの話提供として、将来的にどこの町も…確か下川だけじゃないですから…猟友会の数が少ない…下川の猟友会がもし完全に途絶えてしまったら、緊急対応の時どうするかといったら、ほかの町から要請するとなると時間的ロス…クマなんかどっか行っちゃうし、だから本当にそういうことも考えながら、是非そういう機会があったら、将来的に担い手対策をやっていくためにはどうだろうという、是非話を進めていただければ有り難いと思うんですが。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） 自衛隊の皆さんの銃に関する考え方も含めて、猟友会に関する考え方も含めて、一度自衛隊関係者とお話をさせていただいた上で、もし必要があれば近隣の市町村長とお話をして、対応していければなというふうに思っております。まず、そういう希望者がいるかどうかというのも重要な要素の一つかなと思いますので、そういったところも含めて協議をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6番（斉藤好信君） 今日、私いろいろ質問しましたけども、一つは、処遇改善も今後検討すると、それから近隣等もいろいろ話を擦り合わせながらやってきたと思うんですけども、それから担い手対策についても、今前向きなお話がありました。今現在どうのこうのじゃなくて、やっぱり将来的に町民の命と財産を守るという立場からですね、非常に重要だというふうには考えています。それと1点目の避難所のことに関して、これも一つは命と財産を守るという観点から、非常に重要なことだと思いますので、町長の健闘を祈るといったらおかしいですけども…是非進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） これで斉藤議員の質問を閉じます。

ただいまより午後1時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 20 分

再 開 午後 1 時 15 分

○議長（我孫子洋昌君） 議場の温度が高くなっていますので、皆さん上着を脱ぐなど調整をして、午後の一般質問の時間をお過ごしください。

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

質問番号 3 番、3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） お疲れさまでございます。午後 1 番目の質問に立たせていただきます。

先日、敬老会がございまして、にぎやかに楽しい時を過ごさせていただきました。アトラクションがありまして、幼児センターの子供たちと振り付けをしながら「すいかの名産地～」と 1 曲歌ったら、歌い終わる頃にはもう LINE WORKS で情報共有されていて、小原君ちょっと見たらいいって…見て…そしたらもう LINE WORKS に私の踊っている姿の写真が載っていたということがございました。今回は、そういうスマホについての質問をしてまいりたいと思います。

9 月 5 日の北海道新聞の社説において、スマホ条例の条例案の提出を愛知県豊明市とよあけしが市議会に提出しました。この条例は、強制力や罰則を持たない理念条例でございまして、子供だけにとどまらず、全世代が対象であり、成立すれば全国初の条例となるということでございました。そこで以下の点について質問します。

学校教育においても通信機器やタブレットなどの接触が多いところであり、自発的な学習意欲を高める一方で、一般家庭においては SNS の依存性が高いことが指摘されております。学校教育ではこれらの機器に対してどのような指導をされているのか伺います。

2 点目に、依存状態となった場合、大人でもその依存から離れることは難しいとされており、一方では様々な媒体の中に身を置くことが、いまや普通の状況となっております。

トラブルの防止や社会福祉の増進に寄与するためにも、このような事案から行政としてどのように関与していくものなのか伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（古屋宏彦君） 小原議員の「スマホ条例の制定について」の御質問にお答えします。

1 点目の「学校教育において通信機器やタブレットなどの機器に対してどのような指導をされているか」についてですが、文部科学省や北海道の基本的な指導方針にのっとり、下川町立学校において、災害発生時や連れ去り・痴漢等の犯罪に巻き込まれた、あるいは巻き込まれそうな際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、適切に携帯電話が扱われるよう、地域や児童生徒の実態等を踏まえ、令和 3 年 1 月に「下川町立学校における携帯電

話の取扱い及び情報モラル教育の推進等のガイドライン」を策定しております。

このガイドラインの中で、小中学校において、児童生徒の携帯電話の持込みは原則禁止としながらも、個別の状況においては、例外的に持込みを認めることも可能とするほか、携帯電話やSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪行為を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情報モラル教育を進めることとしております。

次に、昨年度、小中学校の全児童生徒に購入したタブレットにつきましては、モバイルデバイス管理でリモートにより一括管理されており、個々のタブレットでは設定を変更したりアプリケーションを入れたりすることが一切できないようになっています。

また、タブレットにはフィルタリングソフトが入っており、この設定もモバイルデバイス管理により危険なサイト等に入れないように設定されているほか、家庭でのWi-Fi使用時にも同様のセキュリティがかかるため、安全に使用できるようになっています。

2点目の「トラブル防止や社会福祉の増進に寄与するため、行政としてどのように関与していくか」についてですが、デジタル技術はまさに日進月歩、AI技術を含め急速に拡大・進化をしており、その中で依存状態となる人もおり、社会的な問題となっております。

一方、このような技術進歩に伴い、それを業務に取り入れている方も数多くおり、長時間機器に触れることが依存状態というのか、その判断は極めて難しいものと考えます。

こうした状況において、様々な見地から適宜判断をしていくのが重要であると考えております。行政として単純にSNSやゲームなどの利用については、適度な利用により、依存状態にならないよう啓もうしてまいりたいと考えております。

また、スマホ条例につきましては、理念条例として必要かどうか、先進市町村等の情報を収集してまいりますが、現時点では条例整備をする考えはありません。

以上申し上げます、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 行政的という言い方は…他意はないです…教育課の方に振り向けたという意味での発言です。やっぱり火事もそうですけど、重症化する前というのは…小さい火種から起きるから…やっぱり小学校だとか中学校だとか教育課の方に話が行ったんだなという理解でございます。

しかし、私が今回のお題に持って行ったのは、全世代…つまり我々も該当するような条例というのは必要じゃありませんかという趣旨で聞いております。小学校、中学校、教育…そこから依存が高まってくる…もちろんですけど、実は僕たちがそのことに触れることによって、スマホに触っている時間というのは…僕自身も…伸びていってるなというのは身をもって感じているところであります。もちろん教育課の答弁…本当によくまとまっております、私の言いたいことの8割ぐらひはもう載っていますから…全くそのとおりなんですけど、町長にお伺いします。

町長は行政の長として、いろんな職員の方と接しています。スマホの関わり方等々含めて、所管があれば伺いたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 御質問にお答えします。学校教育の関係も含めて…先ほど小原議員が仰られたとおり、学校関係の話の中から、今、先に答弁をさせていただいたところがありますので、御理解頂ければと思います。

スマホについてなんですけれども、私も当然いろんな面で使っておりますし、SNSも…できるだけ皆さんに町の動きを知っていただきたいということで、私個人の情報発信ですけれども皆さんにお知らせするように、なるべく心掛けて使っているところなんですけれども、そういった意味で良い使い方であれば、あるいは犯罪につながる使い方とか…それに巻き込まれてしまう場合もありますので、これは使い方を誤ると大変な状況になるという認識であります。

また、長時間使いますと目が疲れたり、本当に使い過ぎると姿勢が悪くなったり、夜寝る前に見続けると眠れなくなったり、それが原因で体調が悪くなったりと、やはりいろんな影響があるかなというふうに私は思っております。適度に使うというのが重要ななと思っておりますし、一方では、生活全般の中でスマホを使っているいろんな手続をする…町の方もスマホ役場とか、あといろんな…金融関係もそうですし、国の手続もそういう形になっていきますので、全く使わないというわけにはいかないの、適度な使用となるように、先ほどの答弁にもありましたけれども、啓もうとか…正しい知識を皆さんにお知らせして、気を付けて使っていただくというのを…あらゆる角度から検証してお知らせをしていくというのも重要ななというふうに思っておりますので、そういった意味で、適度な使用になるように、いろんなお知らせをしながら進めてまいりたいというふうに考えているところがありますので、御理解頂ければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 本当に私の言いたいところをすごく共有していただいて、うれいところがございます。

実はスマホに関して…石狩市ですかね…スマホ依存にならないため学校のカリキュラムを組む…2項ほど重点的にやるということでございまして、それは何を基準に考えているかといったら、1日のスクリーンを見ている時間が5時間を超えた場合…と思って先ほど私、設定画面から過去1週間でスマホのアプリをどれだけ見てるかというのを見ました。5時間じゃ全然きかないぐらい見てございます。こういう話で条例をとか、ちょっとビビットな…尖った提案になってくると、なかなか共感を得られにくいと感じるのは、皆さんがそれなりに自分を律しながらこの立場にいる方が多いからなんじゃないかと思うんです。本当に依存がかかってだとか、本当に自分がやばい、自分もどっちかといえばそんなに依存しないような仕掛けというのをすごく抵抗しながら今までできていまして、恐らくここの議員の中では一番ネット環境が脆弱な…自宅にWi-Fiもありませんし…Wi-Fi今年買いましたけど、それとてちょっと手続をしないと使えないようなデータ通信上のすごく低いWi-Fiを使っております。というふうに、どちらかといったら…みんなよりも情

報は少ない方ではありますけど、データ制限かかっている携帯電話でも結構見してしまう。それは何でかといったら、使う方も依存するふうに仕掛けてくるんですね。ここの中にも…A I は友達という新聞記事がございます。これはC h a t G P Tで…使っている人が一日何時間もC h a t G P Tと会話をするように使うということでございました。こういうふうになってくると、なかなかこう…今答弁頂いたのは学校のパソコン事情のことしかふれられておりません。学校としては、スマホの保有率とかアプリの使用状況とかを今まで聞かれたことはございますか。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 家庭でどれぐらいの時間というのは、具体的には調べたことはございません。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 保有状況はどうでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 保有状況についても個別の状況については調べたことはございません。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 一応、保有状況ぐらいは調べて把握した方がいいんじゃないかというのは…私の個人的な感覚でございます。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） 最近の調査はしていないと思うんですけど、最初の答弁にあった…令和3年にですね、町立学校における携帯電話の取り扱い及び情報モラル教育の推進とのガイドラインを作ったときには…今手持ちでないんですけども、状況調査はしてるかなというふうに思っておりますので、その後の追跡調査的なものはやっていないとは思いますが…補足でございます…すみません。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 過去に…継続的にやってないという理解ですね。恐らく生まれた直後からスマホって向けられるんですよ…親の次に見るのがスマホじゃないかと思うぐらい、それぐらいスマホというのは、もう生まれた瞬間からまさにお馴染みな…とは言いな

がら、広がるとなったら無尽蔵に広がっていくんです。私の同級生も…実は仮想通過の詐欺に遭いまして、同級生で比較的…僕よりも全然しっかりしているのに…何でそんなにということがございました。その方は200万円ぐらい…更にファイナンスから借りたりして、大層痛い思いしましたが、私の近しい方でも、子供がスマホから決済する…クレジットで、クレジットって瞬間的に口座から落ちる以上に…減っていても買物ができてしまうがゆえにというか、そういう意味では、スマホの教育も、お金の教育も、いろんな教育がずっと重なってきて、依存と言いながらも一口に括れないところがスマホの難しいところなんじゃないかと思います。

私も…先ほど町長が言って…そうだよなって思ったんですけど、依存が必ずしも悪いと…実は私も思ってなくて…と言うとちょっと語弊がありますが、私自身も実家から3km圏内しか…実は人生のほとんど生きておりません。だから町の中でお祭りがあっても、農作業が…次の天気とかを考えるとなかなか行けなかったりして、この立場ながら申し訳ないなと思っています。とは言いながら、外の人間に「小原がこういう動きをしているよ」「この日はこんなことをしてました」という部分を発信するには、実はSNSというのが非常に良い働きをしてくれるんです。小原が何かをしているかなと思って寄った時に、この日は何かしていましたねという部分では、外のやり取りとしては非常に有効なんだと思います。

一方で、依存とか…深くなってくると、先ほど言ったとおり厄介なところでございまして、だからこそ教育現場の方にどうしても質問が増えてしまうんですけど、昨日も決裁しましたけど…パソコンの供給も含めて、最終的に小学校、中学校の子供たちに、どこまでのところをこの教育から得てほしいと願っているのか伺いたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 先ほど教育長からも説明したとおり、学校等で生徒に供給をしておりますタブレットについては、あくまでも学習のために使うというところで、使い方限定しておりますので、様々な学習の場面で効果が出てくれば一番良いかなというふうに思っております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 同じ質問を町長にも伺いたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。先ほど教育長の方からもガイドラインの中でお話がありましたけれども、個別の状況については、例外的に申し込みを認めることを可能とするほかということで、携帯電話やSNSが本当に…言葉を変えて言えば…多くの方に普及する中で、それぞれが使う権利というか…使うということに対しては、情報社会の

中で必要なので、その使い方に責任を持って使っていただきたいと、犯罪行為を含む危険を回避する…それも本当に今お話のあったとおりですけれども、情報を正しく安全に利用することができるようにするというのが重要なことだと思います。情報を何でも鵜呑みにして、それが正しいと思いつくとかじゃなくて、その情報だけでなく、きちんとその情報をほかの人とも話しながら…これは本当に正しいのかとか、ほかのことも調べて、情報が本当に正しいのかというのを判断した上で使ってほしいというのが考え方の一つかなと思いますので、言葉で言えば情報モラルというか…そういったところも力点を置いてスマホを使用するように、我々も啓もうしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 改めて言うことでもないですけど、調査研究をと、これから調べて実態把握をとかっていうレベルでは…これに関してはないんだと思います。先ほども言ったように、依存し始めていったら依存しちゃう、依存しちゃったら戻ることがなかなか難しいと、スマホを切り離した時の発作が一番出るのは、切り離してから10分後に一番さわりたいと体が欲するんだそうです。つまり、スマホを手放してから仕事に取りかかっても、10分間リードタイムが発生しちゃうような体に…もう僕らはなっているんです。そこで負けて…スマホをぱっと見て置いてしまうとか、ブブって鳴って気持ちがそっちに行ってしまうと、また切り離すのに10分かかってしまう…ということを毎日繰り返しながら、僕らの生活の中にもう入ってしまっているという状況なんだそうです…専門家の話によるとです。できる限り、自分たちがスマホ依存になっているかもしれない、なっている上でどうしていくかという部分を最低限のアンダーラインとして定めるのが理念条例なんだと僕は理解しています。だからといってどんな中身がいいんだって言って反問権…来られるかもしれないですけど、反問権で来られても…それは何でしょうねという話になったらどうしようもないので、そこらへんは…ゆくゆくはあった方が良く僕は思っています。10年前、20年前は…こういう問題のなかった時代に私たちが生きていて、実際問題その変化の中で、いろんなことが…企業の方から依存するように仕掛けられているんです。画面を切り替えていくのも、パチンコのスロットを意識しながら、次の画面に行くような仕掛けになっていたりだとか…というふうに依存するように仕掛けられている中で僕らがどうしていくのかという意味においては、僕らは引っかかっているのかもしれない、引っかかっていないかもしれないという指標の意味では、理念という意味での条例というのは必要だし、これは今すぐとは言わない…来年、再来年、数年かけて、その次に出てくる下川町自治基本条例にのっとって、各世代の親御さんなり子供たちが、自分たちで決めていくというやり方をしていったらいいんじゃないのかななんて思っていました。

もう1点、ちょっと教育委員会ばかりに質問して申し訳ございませんけど、過去に下川中学校で、スマホの使い方について自分たちで…生徒会が主体になって決めたことがございました。あれの…決めのルールというのは今どんな状況になっているのか、把握してなかったら把握してないでもいいですけど、どんな状況になっているのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 申し訳ありませんが、現状で把握しておりません。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 今、知ってないという声が聞こえましたけど…してないでしたっけ…という振り込み方したら駄目ですね、教育委員会に聞いた方がいいですね。そういう…決めていきましょうというような活動というのがあったと僕は理解してるんですけど、実際ありませんでしたか。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 私の記憶している限りではございません。（※35 ページで訂正）

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 確か…すみませんね…自分の娘が生徒会長だった時代にやっていたと記憶していきまして、その部分で自分たちで決めましたというふうな発表をしたような記憶がございました。記憶違いでしたら訂正したいと思います。

ということで、基本的には人に含まれる幸せホルモンのものが三つございまして、セロトニンとって…散歩とか運動とか日光浴で得られる部分、オキシトシン…人のつながりとか友情とか動物に触れていくと幸せを感じるという部分、ドーパミン…これがSNSとか煙草とかお酒とか依存性の高いものが多いんだと思います。ドーパミンというのは、人口的に仕掛けられると簡単に騙されてしまう部分がございます、だからこそそういうふうにならないように、私も含めて、依存しないようにしていくべきなんだろうと考えております。

最後に、教育長の方から、これを受けての所感だけ聞かせていただいて、次の質問に移りたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 古屋教育長。

○教育長（古屋宏彦君） 今御質問を頂きまして、いろいろなものを学んだところであります。恐らくスマホの依存というのは…おっかない事ではあります、大人も子供もいえるのは、生活のリズムが狂ってしまうこと…これが一番大きいことだと思います。スマホに限らず生活習慣…いろんな方法がありますから、それを全体として捉えた時に、スマホの依存という部分はクローズアップされてくるというふうに認識したところであります。

子供に対する影響というのは、やはり成長過程において多大なものがあるというふうに

思いますし、小学校でタブレットなどを活用したロイロノートというのが…実はソフトでございまして、とても昔の黒板だけではできないような授業の進捗の仕方もしているという現状があります。その良いところと、あと程よく使うというところ、この辺りのバランスを取るように、子供たちにいろいろな形で伝えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 今回の質問は、僕自身の経験からというか…これからだんだんいろんな問題が顕在化してくるだろうと思って質問のお題に上げました。

私の大学時代は、まだスマホも全然ございませんでしたし、私がスマホを持つようになったのは議員になって以降のことなので、本当につい最近のことでございます。だからこそ、これだけスマホが人の生活の中に踏み込んでくるんじゃないのかなという部分で1点目は質問をさせていただきました。

2点目について、自治基本条例の運用について質問してまいります。

下川町自治基本条例は、町民主権の町政運営を推進することにより、自治の確立を図ることを目的に9章からなる条例を制定しているものです。

自治基本条例第7条及び第8条では、町民参加の推進が規定されていますが、今回、プールの利用期間の制限や公民館施設の楽器使用制限、町民会館に係るアナウンスについては、決定プロセスが明確ではございません。そこで以下の点について質問します。

1点目、町民に影響が大きい利用制限等については、現状の把握や利用者の意見を勘案しながら、どのような経緯を経て決定に至っているのか。

2点目、決定に際して影響を受ける利用者の居場所や代替とする提示をしているのか伺います。

3点目、変更検討から決定までの行程においては、どの段階から町民が参画し得る状況にあるのか伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（古屋宏彦君） 小原議員の「下川町自治基本条例の運用について」の御質問にお答えします。

1点目「利用制限等については、どのような経緯を経て決定に至っているのか」についてですが、施設の種類によって違いがあります。

まず、プールの利用期間についてですが、これは下川町体育施設の設置及び管理に関する条例で、6月1日から9月30日までと規定されております。しかしながら、実際には施設の修繕工事など利用できない期間が生じることがあり、その際には条例第5条の別表第2の備考により「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、休館日及び開館時間等を変更することができる」と定められており、これに基づき、プールに限らず体育施設につきましても、休館日や開館時間等を変更することがあります。

今年度のプール利用期間につきましては、6月14日から8月31日に変更しており、6月4日にスマホ役場等で周知をいたしました。その後、その理由について説明すべきとの御意見を頂き、6月19日に改めて周知をしたところでもあります。

次に、公民館施設の楽器使用制限についてですが、近隣住民の方より楽器使用に関する騒音被害の申し入れがあり、これを受けて公民館北側の住宅に面した部屋の楽器使用を制限し、楽器演奏に伴う貸館に係る影響を確認したところ、1団体であることが判明いたしました。当該団体の代表者と協議を行い、2階音楽練習室については、管楽器を使用しない、窓を開放しないなどの条件を付しながら、当該団体から対応可能との回答を得ましたので、楽器演奏に伴う貸館については、大ホール、2階中会議室、3階研修室、2階音楽練習室とすることとして、7月30日にスマホ役場にて周知をしたところです。

次に、図書室の休館日の設定ですが、近隣の図書館・図書室では、毎週の休館日・休室日が設けられていることから、働き方改革の観点からも、本町図書室においても休室日を設けることとし、下川町視聴覚ライブラリー委員会での協議、教育委員会での審議を経て、下川町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本年3月の議会定例会議において議決を頂いたところでもあります。

2点目の「影響を受ける利用者の居場所や代替とする提示をしているのか」についてですが、提示はしておりません。現在のところ利用者から御意見等は寄せられておりません。

楽器使用に関する件につきましても、今回の利用制限により影響を受ける利用者はおおりませんでした。

図書室の休室日につきましても、本年7月の制度開始までの間、IP告知端末、図書室での掲示、広報しもかわ等で毎月掲載するなどしており、運用に際して御意見は寄せられておりません。

○議長（我孫子洋昌君） 町長。

○町長（田村泰司君） 3点目は私から答弁させていただきます。

「変更検討から決定までの行程においては、どの段階から町民が参画し得る状況にあるのか」についてですが、対象となる案件ごとに判断をしていくことになると考えております。

自治基本条例第8条において「町は、次の事項を実践する場合は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民の参加を推進し、意向を反映します。」としており、第5項において「広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき」としております。この第5項の解釈につきましては、例えば公共施設を新設し、その管理運営方法を定めるとき、あるいは公共施設の改廃などにより、その管理運営方法が変わる場合など、町民の生活に大きな影響があるものに対して適用するものでありまして、利用状況を踏まえた利用期間や開館時間の変更などは、その範囲に入っていないと考えております。

今後、大きな変更などがある場合には、自治基本条例の理念に基づき、町民の皆さまに御理解いただくよう丁寧にお知らせしてまいります。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） まず教育委員会の方から…基本的なところからお聞きします。  
下川町自治基本条例については、教育委員会もその範囲内…そのルールの中でやっていくのかという確認でございます。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 小原議員からの質問にお答えします。基本的には自治基本条例にのっとって手続を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 総務企画課に質問します。どこかの時点で下川町の施設の利用料ですとか、運営方法…利用料金に係る部分ですね…変更が訪れることがあるかと思えます。全体的なスキームの見直しという意味でございます。こうなった場合には、どのような形で町民に周知させていくのでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） まずは町長に対しての質問ということでよろしいでしょうか…もし町長が振られるのであれば…田村町長。

○町長（田村泰司君） 料金の改定のお話ですけれども、現状まだまとまっておられませんけれども、考え方として、まず施設…大きな施設も含めて、どの施設を残していくか、あるいは維持していくかという部分も当然考慮に入れなければならないかなというふうに思っていますし、その利用状況、あるいは今後の改修に掛かる経費なども総合的に判断して、今後、利用料金の改定を考えていかなければならないかなというふうに思っています。

その際には、やはりまず…いろんな利用状況なども調査しながら、あと老朽化の度合いも調査しながら、公共施設の総合管理計画などもありますので、個別計画全て考え合わせた上で、一定程度の考え方を示して、町民の皆さんに意見を頂く場を設定するという形かなというふうに思っていますし、大きく条例を改正することになれば、当然パブリックコメントのところまで想定しなければなりませんし、また議会の皆さんとも事前にお話しなきゃいけないかなというふうに思っていますので、できるだけいろんな形で丁寧に話をしていかないと御理解いただけないというふうに考えておりますので、そういった意味でも、今後、料金改定含めて、まずはその意向の部分も含めてですね、対象となる施設も含めてどういう考え方でいくかみたいなのところからお話できればなというふうに自分としては思っております。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） まさに今の答弁なんですよ…1 点目の質問に戻ります。期間が 1 か月短縮になったと、しかもシーズン券がそのまま…1 か月期間が狭まったにもかかわらずシーズン券がそのままということは、町民がそれを使って行ったら、事実上値上がり…値上げ状態になっているんだと思うんです。これ本来は町民のお財布に手を突っ込む話でありまして、こういうふうには 1 か月期間が狭まりますよとか、シーズン券が高くなりますよ…事実上高くなりますよという部分については、もっと町民とお話をすべきじゃなかったのかなと思うんですけど、その考えはいかがでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 小原議員の質問にお答えします。プールのシーズン券につきましては、元々が…金額にしますと 16 回以上利用すると、もう既に元が取れるような低い金額で設定をしております。

また、シーズン券の販売につきましては、指定管理者の方から、利用期間も含めて、この期間での利用になりますということを御説明した上で販売をしておりますので、そのこともあって苦情が特になかった、御意見も特になかったということだったと思っています。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3 番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） これに関しては、苦情がなかったから良かったとか…そういう話ではなく、今しがた町長が説明した時に…町民に影響があるときには丁寧に説明したい、先ほど課長が仰ったように、自治基本条例の中にしっかりとやってやりたいって言うところと相反しませんか。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 御質問にお答えします。先ほど町長からも説明がありましたが…自治基本条例…小原議員から御指摘ありました第 8 条につきましては、町民参加の推進ということで「町民の参加を推進し、意向を反映します」ということで記載がございます。指摘いただいたところにつきましては、第 5 項「広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき」という形になっておりますが、これ以外の…ほかの項目を見ますと、「総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき」「施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき」などですね、町政の行方を非常に大きな枠組みの中で検討するときこの条文は適用されるものという形で理解しておりますので、この項目…「広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき」には、指定管理者と協議の上、利用状況などを含めた利用期間の変更をするときは、ここには該当しないというふうに考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3 番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） 教育長にも同じ質問をしますけど、これは該当しないという理解でよろしいですか。

○議長（我孫子洋昌君） 古屋教育長。

○教育長（古屋宏彦君） 基本条例の理念…私なりの理解におきましては、今回のケースについては、町民参加というものについては一部お諮りをしているところであります。例えば審議会等とか、その他適切な方法など、こういう点については、教育委員会会議等にも当然御説明をしながら進めているところです。ただ、物事が全町民レベルで関わってくることなど、多大なるという…この大きさは、どういう評価か…いろいろあるとは思いますが、大きな物事に対しては当然この…町民参加を促さねばならないという町の責務がありますので、それにのっかって進めていきたいと思えます。今回のケースについては、町民参加については、一定程度はされているというふうな認識をしております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3 番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） これは町民の理解、私の理解と言ってもイコールかもしれないですけど、1 か月期間が狭まる…僕は小さいことではないって実は思っています、本来だったらこの時期でも暑ければプールで泳ぐことができたんじゃないのかな…なんて思っています。

今回の質問自体は、どちらかといえば教育課の方…もちろん行政側にも後にまた質問はしますけど、最初の1 点目については…いろいろとありますので、楽器の使用についてちょっと聞きたいと思えます。

楽器使用について、僕もスマホ役場の記事を見させてもらったんですけど、管楽器に限りというような文言があったと思えますけど…どうなんでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 当時の状況について、若干御説明をさせていただきたいと思えますが、7 月 27 日に近隣住民の方から、楽器使用に関する騒音被害の苦情の申し入れがございました。翌日 28 日に教育委員会の内部で協議をして、楽器使用をする部屋については、大ホール、それから 2 階中会議室、3 階研修室のみに限定をしようということで、そのようにした場合の影響を調査するということとしました。翌日、こうした制限をした場合に影響を受ける団体というのが 1 団体のみであるということを確認しました。当該団体の代表者と協議を行いました、この団体については弦楽器を利用される団体であることが分かりました。例えばこれ…ほかの例ですが、札幌市内の区民センターの事例などを調査いたしますと、管楽器などは非常に騒音が大きいんですが、弦楽器による騒音は限定的であるということで利用を認めているというような状況も確認が取れました。それで 2 階音楽練習室については、楽器演奏については管楽器でないこと、それから窓を開放しな

いこと、この二つの条件を付けた上で、それでも良ければどうですかということで御案内したところ、当該団体はそれで対応が可能だということで了解を得られたものですから、楽器演奏については、大ホール、2階中会議室、3階研修室、2階音楽練習室…これは先ほど申しあげました利用条件付きとなりますが、こういった内容で下川町の公式LINEで周知をしたところでございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 私の印象で話をしちゃったら…感情も入っちゃうんであれですけど…管楽器は非常に音が大きいというのは…確かにそうなんですよね。現時点で弦楽器だったら大丈夫という話で…そういうルールで終わりでももちろんいいんですけど、管楽器を使うといたら…どうしても音が大きくなって…どこでやってもやっぱりいい顔されないんだろうなっていうような思いで私受け止めておりました。例えば中学校で管楽器をやるにしても、近くを通ったらファーと音が聞こえたりして、ああ練習してるなど…僕はどちらかといったら好意的に物事は受け止めてますけど、そういう彼らが公民館で練習したいということも…もしかするとあり得る可能性はなきにしもあらずではないかと思えます。

例えば去年、高校生モニターで「公民館でも使いたい」と言ったら、教育長が「無料で使うことができますよ、是非利用してください」というアナウンスをしておりました。練習をするのに…なかなか迷惑な楽器を…という言い方するとちょっと語弊ありますけど、音の大きい楽器を…どこも練習するにしても眉をひそめられるっていうのはいささかちょっとつらいかな…心苦しいかなと思っています。

そこで、この中でちょっと見ていたら、2階音楽練習室というのがあります。こういうところで締め切って練習するというので、その部分がクリアできないか…もちろん現時点では影響するところはない…分かっていますが、練習するのになかなか…技術を高めたいと願っている子供たちに、できる場所1か所ぐらい何とかないだろうか、例えば夏暑くてどうしようもないんだったら、クーラーを取り付けるなりして使える環境を整えられないだろうか…ついつい思ってしまいました。そういうような可能性も含めて考え得る余地はあるのか伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 小原議員の質問にお答えします。先ほども御説明いたしました、管楽器の演奏をされる方だとか…そういった方も含めて調査をしたところですね、2階音楽練習室は非常に狭いお部屋になってて、2階音楽練習室だけが北側の住宅の方に面しているお部屋ということになります。3階研修室と大ホールと2階中会議室は南側の道道の方…つまり役場側に面してるもので隣接する住宅がないということで、こちらのお部屋を限定したというところでございます。そういった意味で、2階音楽練習室を使用限定したときに影響を受けるのは、先ほど言った1団体だけという形になっております。それから、利用に際して少しでも快適に利用できるようにということで、本年度、2階中会議室、それから今お話した2階音楽練習室、こちらの方にはエアコンを整備してございま

す。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 教育課の方で聞くのは最後の質問になりますけど、図書室の休館の話でございます。

先ほどから同じようなこと…また繰り返しになりますけど、現下苦情がないというところで解決だとは…実は私思っておりませんで、休館になる以上は、そこに今まで行っていた子が行き場を失うことになります。どういう居場所があったらいいかなって…僕の足りない頭で考えたりしたときに、例えば小学校の方をお願いする、中学校の方をお願いしながら、どこかの一室をちょっと長めに開放できないかだとか、子供たちが居れる場所の可能性というのを探るべきだと思うんですけど、今後そのような動きにつながるようなことは考えてはいないでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（古屋宏彦君） 子供たちの居場所ということを考えますと、当然小学校の図書室もございまして…中学校もあります。そういうところである程度居場所というのも代替ができるのかなとは思いますが。あと…この時は水曜日だったんですけど、水曜日の子供の居場所といっても、児童室の方に子供たちが行ってるケースもございまして、その子供たちが下の方でビデオを見てきますみたいな形で図書室に下りてこられるケースもございまして。

そういうところで支障があるのかもしれませんが、児童館の方にも実は一定量の本とビデオはございます。というところで影響がゼロとまではいいませんが、最小限になっているということ。あと、先ほどの施設の制限については、最少の費用で最大効果を上げるという、我々一般行政職員は皆さんその基準に乗って仕事をしているんですけど、やはり影響がゼロではないけれども多大なる影響ではないというところについては、実際上の使用感を見ながら、最少の費用で最大効果を上げられるように常日頃やはり考えねばならないかなと思っております。

また今度…時代が変わって、この時にどうしても開館が必要だ…例えば時間を延ばした方がいいなど、そういうケースが出てくる可能性もあると思います。その時にはまた必要に応じて変更すべきものだと考えております。未来永劫続くものではないと思っております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 町長から答弁を受けた3番目の質問でございます。

決定までに町民がどのタイミングで介入していくのかという部分でありますけど、もちろん我々も町民の負託を受けていますので、逐条解説の中にも町民と行政の部分で説明を受ける…先ほどもありましたけど…町民説明を終わったという考え方もありますし、何も

箸の上げから下げまで町民介入ということは僕も考えていません。そこまでやるんだったら裁量権が与えられている意味がないですからね。

でも、先ほどの答弁の中でも、状況を勘案しながらケースバイケースでという…平たくいったらそういうような表現なんですけど、実はかえってこれが…波風が立つようなことを言っちゃうと…明確でないことがかえって問題なのかなとも…実は思っています、そこらへんの部分をもうちょっと明確化するとかという考え方はございませんか。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） お答えします。一定程度の考え方をまとめるというのは必要かなと思います。例えば明文化して、ここの基準に当てはまるから絶対ここをやらなきゃいけないというふうにしてしまうと、逆にその決定のスピードが遅くなったりする場合がありますので、現状では先ほどちょっと…言葉足りなかったかもしれませんが…使用状況、利用状況、そして気象の状況なんかもあるかもしれません…そういったものを総合的に判断して開館の時間ですとか、あるいはその時期ですとかっていうのを決めるというのは、ある程度裁量権の中でやっていく必要があるかなと思うんですけども、決めるに当たって、使っている方に御意見を聞くとか、例えばですけども広く意見を募るとか、いろんな形はあると思います。できる限りそれを早く…使っている方に御理解いただけるようにお知らせするというのが今重要なポイントかなというふうに思っていますので、そういったことも含めて…今教育委員会のプールだとか…いろんな施設の話が例に挙がってお話してますけど、ほかの施設でもそういったものが考えられますので、できる限り…1年終わって、いろんな状況が生まれてきたときに、ある程度の考え方を示して、来年からこういうふうになりますとか、来シーズンからこうなりますというのを早くお知らせするというのが今私たちがやらなければならないところかなというふうに、今の議論の中で理解をしましたので、そういったことも含めてですね、全体でいろいろと議論しながらこれから進めていきたいと思っておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 我々も議会基本条例というのを制定しまして、議員それぞれが年度末になるとチェックするようになっています。

町長が説明員の席に座っていたときにも、その当時の議員がその時の町長に下川町の自治基本条例の見直しをすべきだということで迫ったことがございました。その当時、町長から見直しをするという答弁を頂きました。

どうでしょう…下川町自治基本条例の逐条解説も今風に変えるなど、一通りチェックすることを今一度宣言していただくというか…見直すことはいかがでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 御質問にお答えいたします。いろいろな理念を含めてですね、これは私も当時、自治基本条例の制定の時に職員側で関わってきて、理念としては変わらず運用できるかなというふうに思ってますけど、細かなところで…議会基本条例の関係もあったり、いろんな面で状況は変わってきてるかなというふうに思っています。

まずは、今の自治基本条例がこのままでいいのかというところを…まず検証しなければならないというふうに思いますし、検証した上で改正が必要だということになれば改正の方に行くんですけども、いろいろな御意見を頂きながらというところで…検討のチームをつくるとか、あるいは審議会をつくるとかではなくて、いろいろな今…総合計画審議会ですとか…いろんな面で御意見を頂いてますから、その中である程度必要な状態になれば、具体的なところに持っていけるかなというふうに思ってますので、今段階では、理念としては改正は必要ないかなと自分は思ってますけれども、今やり取りした議論の中で、いろんな部分で今後のことを考えていきたいなというふうに思っておりますので御理解いただければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） これで小原議員の質問を閉じます。

ここで10分間、休憩を取ります。

休 憩 午後 2時17分

---

再 開 午後 2時27分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、会議を再開します。

ここで、先ほどの質問番号3番、小原仁興 議員からの一般質問について、教育長より答弁の修正の申し入れがありましたので、発言を許可します。

教育長。

○教育長（古屋宏彦君） すみません…お時間を頂戴して恐縮です。先ほど答弁した内容に一部訂正をさせていただきたい事項がございます。課長の方から御説明申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 一部訂正をさせていただきます。先ほど小原議員の方から御指摘のありました…生徒会の方でスマートフォンなどの利用について取り決めしたことがあったのではないかということで御指摘いただきまして、令和元年2月に制定したものがございました。下中SNSルール7箇条というもので、例えば「21時30分以降は、SNSを使用しない」「勉強中や寝るときは、自分の手の届かない所に置く」など、7箇条が設定をされておりまして、これにつきましては現在も活用がなされているというところでございます。

それと併せまして、先ほどの御質問の中で、保有状況ですとか利用状況の御質問がございましたが、このスマートフォンそのものに対する独自の調査というのは行ったことがご

ざいませんが、家庭での生活態度…こういったものに関するアンケートの中で、確かそういったものを聞いていた項目があったかというふうに認識をしておりますので、そこも改めて訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で終わります。

それでは、質問番号4番、1番 桜木 誠 議員。

○1番（桜木 誠君） 質問番号4番の桜木でございます。午後から二人目、本日の一般質問の最後の登壇となります。

今回の私の質問に関しましては、私自身が喫緊の課題と捉えているもの、それともう一つは、地域のニーズがあって課題解決につながるもの、そういうことで二つほど通告いたしました。それでは早速通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。

まず一つ目でございますが、商工業の振興対策についてであります。

先般、町内の精肉店が72年の歴史に幕を下ろして閉店したことには、私自身、驚きと衝撃を覚えたところであります。このことは地元の新新聞や北海道新聞にも掲載されまして、多くの町民が知るところであります。閉店せざるを得なくなったときの経営者は、町内の経済団体の代表者で、前経営者が健康上の理由で廃業を検討しているのを聞き、町内唯一の精肉店がなくなれば、学校給食や福祉施設へ肉が届けられないのではないかと思ひ、その精肉店を継承し、事業承継者を探しながら10年間営業を続けてきたところでありますが、その事業承継者がなかなか見つからず、その見通しも立たないことから、断腸の思いで閉店することになったとのことであります。

これまでも町内の個人事業主の方々が、高齢化や人手不足、経営難などで廃業されたという様々な現実を目の当たりにしてきたところでありますが、このたびの精肉店の閉店は、町民をはじめ、町内の飲食店や町の高齢者・障害者福祉施設、小中学校へ給食を提供する共同調理場などに影響が及んだところであります。ちなみに現在は、閉店された当時の事業主の方が、町内のスーパーに…いろいろ相談をし、それらの施設にはこれまでどおりお肉を提供されているというふうに聞いております。

町長の政策公約、この中に「下川を再興」とあります。再興は再び興るといふ…その再興なんです、その中に「事業承継などを進めます」があり、私の活動基本方針にも「事業承継を促すなど地域の商工業の活性化に尽くします」としてあります。

自分のこれまでの活動を振り返りますと、ちょっと…十分至ってないかなということで反省するところがありますが、そういうような状況の中で、本年の4月からは、産業振興条例に基づく、事業承継事業の拡充が行われております。

また、中間支援組織「一般財団法人 しもかわ地域振興機構」であります。今年4月からは、地域おこし協力隊1名を配置し、更に体制強化をして、事業承継や企業などへの産業支援のほか、移住定住、空き家対策など、ケースによって町や商工会と連携し、少しずつではありますが着実に成果を上げてるようでございます。

しかしながら高齢化などの理由により、閉店を考えている事業主の方々もいるようであります。町内事業者の廃業や閉店が続き、事業承継も進まなければ、空き店舗も増えて、町の寂れた感じがより一層強くなっていくことは明白であります。

このような町内事業所の状況を鑑み、更なるてこ入れが必要と私は考えておりますが、それに対して町長の見解を伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 桜木議員の「商工業の振興対策について」の御質問にお答えいたします。

このたび、町内の精肉店が閉店されたことにつきましては、私自身も驚きと寂しさを感じております。長年にわたり地域の食文化を支え、福祉施設や学校給食などにも貢献されてきたことに、心より感謝と敬意を表します。

近年、町内事業者が高齢化や後継者不足、人手不足、経営環境の変化などにより、事業継続が困難となるケースが増えております。廃業などにより、町民生活への影響や地域経済の縮小、地域活力の低下などを懸念しており、事業承継対策は最重要課題であります。

こうした状況を踏まえ、本年4月から、下川町産業振興基本条例に基づく支援策により、事業承継予定者に対しまして、建物改修や設備導入などに対する補助率の拡充や、新たな貸付金制度を設けたところであります。

また、一般財団法人しもかわ地域振興機構が中心となり、事業承継アンケートを実施するとともに、アンケート結果により、特に時間の猶予のない事業者を中心にヒアリングを行い、必要に応じて専門機関につなぐなど、対策を講じてきたところであります。

御質問の「事業承継の更なるてこ入れの必要性」につきましては、私自身も必要と考えているところであり、事業承継対策は、単に事業者の問題ではなく、地域全体で考えていく時期に来ているものと認識しております。そのためには、関係機関が連携を密にするとともに、円滑に事業承継ができる環境づくりや仕組みづくりに努めてまいります。

以上申し上げます、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） ただいま町長の方からは…今回の私が通告した内容に関して、同じような認識であるということは、それは共有できたかなというふうに思っております。

また、この事業承継の問題については、やっぱり最重要課題であるというところと、更なるてこ入れについては必要であるというところは評価できるところかなと思いますが、さらに具体的なものとして是非進める必要があるというふうに考えております。

まず、事業承継が上手く進んでいない大きな要因としまして、後継者問題が当然あります。これは商工業に限らず、農業、林業などにもいえることでありまして、それ以外にも…質問には関係ありませんが…町内会活動だとか、いろんな分野においてもいえるところなのかなというふうに思っております。

対策としては、先ほど私が申し上げた、産業振興条例に基づきます事業承継の拡充ですね、これについては、従前事業承継予定者が行う建物改修や機械設備修繕・購入等、補助率が3分の1から2分の1、限度額が250万円から380万円と拡充されております。

このほかに新規として、事業承継予定者に月 20 万円の貸付金…1 年間原則ですが、技術指導など、場合によっては 2 年間、更に 1 年間の延長もあるという…そして事業承継をする側、技術指導などの場合は 1 日 3,000 円という、確かそういう支援もあったかというふうに考えております。

まず、てこ入れとして考えると、この補助の拡充…今年の 4 月に拡充したばかりのものを、私自身は安易に…また更に補助率を上げるだとかというところは、ちょっと自分自身はいかがかなというふうに考えております。

まず、事業承継が思うように進まない、その大きな問題としては、やっぱり事業を受ける側とする側のマッチングがあるかと思えます。その譲渡の額だとか譲渡の時期、またはその前に経営していた方の経営方針をどのように引き継ぐか、そういうところがあるかと思えます。

また、事業承継の支援体制としては、各種補助だとかいろいろなものがありますが、相談支援としては道から委託を受けた「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」がありますし、あとは商工会でも専門家の派遣事業などもしております。さらに確か 9 月 9 日にバスターミナルで事業承継セミナーも財団主催であったかと思えます。これは商工会や北星信金と協力しながらというところではありますが、このように様々な対策が講じられている一方で、なかなか閉店が…何ていうんだろう…続いて、止まらないという状況になっております。

この閉店が続きますと、買物難民といわれております高齢者の方々、また、地域に住んでいらっしゃる住民の方々の利便性が低くなっていくというところもありますので、そこで再質問として、私、この部分を強化したらいかがかというところを質問させていただきたいと思えます。

まず、事業を承継しても生業として成立しなければ継続しないので、事業承継をした後の販路拡大、あとは事業承継予定者にしっかり寄り添った伴走型の支援を強化することが必要と考えております。販路拡大や伴走型の支援については、既に補助や商工会でも行っておりますが、更にそれに対して強化をしてはいかがかというところではありますが、町長の見解を求めます。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。いろいろな段階があるかなと思っております。

まず、事業承継をしたいという方の情報というか…マッチングのところもあると思えますし、また事業承継をするときのいろいろな弊害となっている部分に支援をするという方法も一つかなと思えますし、あと事業承継後の…いわゆる生業を続けていくためにどういう形を…マーケティングを含めてやっていくか、いろいろな段階があると思えますけれども、そういったところも含めて今…事業者の方のアンケートもありますので、そういったところからどういう形が一番有効なのかなという…人によっても多少違うと思えます…その事業によっても違うと思うんですけども、やはり先ほども申し上げたとおり、これは行政だけでやれる問題でもないですし、商工会だけでやれる問題でもないですし、また金融機関だけでつなげられるかといったらそうでもないというところで、これは一体的に連携して、いろんな策を講じていかなければならないなというふうに思っております。

今、御提案のありました、販路拡大に対する補助や、例えば伴走型支援をもっと強化したらどうだというお話なんですけれども、必要性を考えながら、今後必要なところに支援を講じていきたいというふうには思っておりますけれども、一方ではまず人材をどう…言葉を選ばずにいえば…引っ張ってくるかというか、人材を確保するかというところが一番の課題かなと思っておりますので、できる限りそれをきちんと皆さんに伝えるようにお話をしていくことも重要かなと思っておりますので、国ですとか道ですとか…いろんなところのいろんな支援制度も組み合わせながらお知らせして、できる限り人材を下川の方に受け入れていくというのも一つですし、地域の中で副業的に一緒にやっていただける方もいらっしゃればいいかなと思っておりますので、そういった形で…アンケート、あるいはいろんな情報をまとめて、連携してやっていくことが重要かなというふうに思っておりますので、今後いろんな意味でいろんな検討をしながら前向きにやっていきたいと思っておりますので御理解いただければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） ただいま、まず伴走型支援だとか販路拡大、そういう話に関しては国・道の制度などを調べながら検討をしていくという回答がありました。

まず、生業としていく場合には、単独ではなかなか難しいかなというふうに私は思っております、例えば家族経営で副業的、そして数店舗経営する、それも関連性のあるものというのが、効果が…まずは生業としては見込まれるのかなというふうには思っております。

そういうものにつなげるためには…人を引っ張ってくるという話をされましたが、それは中間支援組織で一生懸命…今行動を起こしている最中かなというふうに思っておりますが、より長く定着していただきたいというふうに私も思っております、まず、例えば地域活性化起業人…国の制度ですね…確か総務省でやっているもので、3大都市圏、東京・名古屋・大阪を含めて、そこに本社を有する企業から自治体に派遣をして、様々な地域課題を解決する…そういう支援策というのが、確か6か月以上3年以内だったかなと思いますが…そういう制度がありますね。

本町にも既に活性化起業人はあるかと思いますが、それが事業承継に合っているかどうかは…ちょっと私自身もこの場では明確には言えませんが、そういう手法もあるのかなというふうに思いますが、その点に関していかがでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。移住促進のところからお話をしますと、今まで移住促進の目的の一つとして、そういった承継人材も含めて、あるいは担い手となっていただきたい方を地域に来ていただいてというところで移住の促進を進めてきたところでありまして、そのほか地域おこし協力隊や特定地域づくり事業を含めて、移住された方のいろいろなお仕事をつないできたという実績もございます。そういったところで担い手を確保するという部分と、また新たに今回、事業承継セミナーなどで事業承継の意向のある

方も含めて、情報を把握して、いろいろなルートを探って事業承継を進めていくということで今進めているところであります、最終的に…桜木議員も同じ思いだと思うんですけども、やはりその方たちに定住をしていただいて、長く事業を続けられるように地域全体でそれを支えていくというのが重要な視点かなというふうに思っていますので、そういった意味でも、これからいろいろな…先ほどお話した地域おこし協力隊もそうですが、起業人…企業の所属のまま来られますので、そのまま定着するというのはなかなか難しいと思いますけれども、本当に必要だと思っていただいて、残っていただけることもあるかと思っておりますので、いろいろな制度を使いながら、事業承継につなげていきたいというふうに私自身も思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） 私も思いは同じでして、長く定住していただいて、地域住民と一緒に地域を支えていただけるとというのが一番いいのかなというふうに思っております。

先ほど私が申し上げた、地域活性化起業人は、ほんの一例として挙げさせていただいたものであります、それ以外にも様々な制度や支援施策があるかと思っておりますので、そのへんも十分調査検討しながら、是非事業承継につなげていただきたいと思っております。

先ほど町長の言葉の中で、地域全体でという話がありました。最初の答弁書の中で…後ろの方ですね「単に事業者の問題ではなく、地域全体で考えていく時期に来ている」、これ私まさにそのとおりにかと思っております。午前中の奥崎議員の質問にもあったとおり、活用などを含めて、その当事者同士じゃなくて地域全体で…これは全てにおいていえることだと思いますが、事業者だけじゃなくて、それを支援する側だけでもなくて、住む人たちが…何ていうんだろう…昔は人間関係がより深くて、つながりが強かったものですから、あそこのお店の…何がおいしいから、あそこで買わなきゃとかっていうのがよくありましたが、今はやっぱりどうしても近隣の大型量販店だとか、インターネットだとか、私も実際問題はやっぱり使ったりします。ですが、できるだけ町内で調達するようにはしています。だからそういう気持ちの醸成というのが、生業として続く、地域が継続していけるということにもつながるかなというふうには考えておりますので、そのような仕組みづくりがとても大事ではないかな…意識と…そういうところが大事ではないかなというふうに思っております。

そこで、今年の7月ですか…町内に新たなコンビニエンスストアが開店しましたね。そのほかにも移住された方々が起業したり、新たな店舗が開店したりと、若干希望の兆しが見られる一方で、先ほど申し上げましたとおり町内の事業者や商店が廃業や閉店の危機を迎えているように感じております。

「2030年における下川町のありたい姿」七つの中に二つほど…自分は勝手に解釈してはるんですが…該当するものがあると思っております。「誰ひとり取り残されないまち」と「人も資源もお金も循環・持続するまち」…間違えてなければ確かそうだったかなというふうに思いますが、これを2030年に実現させるためには、やっぱり調査検討だけでは終わらなくて、早く次の手次の手と打っていく必要があると考えております。

これ以上細かなことはもうお聞きませんが、事業承継…下川町の今後について、商店

街の活性化も含めて、町長のより端的で明確な決意と申しますか、具体的な施策があれば、それを示していただきたいんですが、その見解を求めまして一つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。今、桜木議員の御発言の中から、重要なポイントが一つあるかなというふうに私も思っています、やっぱり地域内でいろんなものを循環させていく…経済循環を含めて、そういった視点は本当に重要なことだと思っております、私たち行政を預かっている者としても、やはり地域内でできるだけ循環するきっかけをつくるということで、プレミアム商品券ですとかそういったものもできるだけ取り込もうということで、今回も子育て応援の関係も含めて、地域内で回る形で進めていこうということで進めさせていただいているところであります。

また、先ほども申し上げましたが、移住促進、それからその方に定住していただく取り組み、それから人材バンク、また地域おこし協力隊の活用ですとか、先ほど申し上げた特定地域づくり事業協同組合など、地域の皆さんに支えていただきながら、その地域内に人材不足の対応を行っているところでありますけれども、先ほどから議論しているとおり、地域の担い手不足の解消にはまだ至っていないというのが現状かなと思います。今後更にこれは人材の取り合いになりますので、深刻化することが予想されます。そういった中で、事業承継ですとか、地域の担い手確保に向けて、一例として…今やっている取り組みの中で一定程度成果を上げている部分で、農業の新規就農の就農者の取り組み事例などは、担当の産業振興課の職員の努力にも本当に助けられていますけれども、一定程度新規就農者が入っていただいているという状況でございます、そういったものも参考にしながらですね、先ほどの国の各種制度も活用しながら、各関係機関と連携、協議して、例えば地域おこし協力隊制度を上手く活用して、不足する部分に何か良い形で…この制度を活用した形で進められないかというのを今後検討していきたいなというふうに思っております。制度のいろいろな制限はあるので、それをどう解決していくかというところはあると思うんですけど、まずそこをやりたいなというところで今考えております。

そういったことで、私もよくお話をさせていただいてますけれども、住み続けようと思ふまち、住み続けられるまちを創っていきたいというふうに考えておりますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木 誠 議員。

○1番（桜木 誠君） 今、町長の方から様々な支援内容というか…新規就農だとかそういう…いろんな現行制度、成果が上がっている制度を用いながら進めていきたいという…私はそれを強い決意として捉えさせていただきますので、今回は事業承継ということで私はさせていただきましたが、後継者問題だとか人材、あとは少子高齢化にしたがって、やっぱりだんだん人口が減少しますので、引っ張り合いにもなりますし、そういうところも含めて、是非より効果的な施策を進めていっていただきたいと思います。

次に、二つ目の質問に移らさせていただきます。

二つ目の質問につきましては、合同墓の整備などについてであります。

この質問に関しましては、以前、同僚議員から…何年前でしょうか…確か同じような質問があったかと思いますが、当時の理事者側の体制も変わっておりますし、私から改めて確認と強く要望するものであります。

合同墓の整備についてであります。まず、お墓の維持管理につきましては、現代社会の少子高齢化や核家族化が進む中、困難になるというケースが増加傾向であると認識をしております。

その主な要因としまして、お墓の所有者の高齢化に伴って困難となってきます。草むしりや掃除などの管理の手間、また、自分の子供たちにお墓を承継してもらいたいと思っても転出して町内に残らない、そういうことで承継者がいなくなる、そのほかにも墓石の経年劣化に伴って修繕費が掛かるなどの経済負担も考えられます。

そこで、近隣自治体で整備が進められている、複数の故人の遺骨をまとめて埋葬する「合同墓」を整備した方がよいのではないかと考えているところであります。

合同墓の主なメリットとしまして、永代供養料が中心となるため、管理費、維持費が掛からず、費用を抑えることができると、あと後継者がいない場合でも無縁仏になる心配がない、墓地の草むしりや清掃などの管理を行うための遺族の負担が軽減される、また、お墓を新たに持とうとする方、墓石の設置費用…そういうところの経済負担が軽減されるというところがあるかと思えます。

そこで近隣自治体の状況をちょっと調べてみたところなんですが、近隣では士別市が2017年5月から、名寄市が2021年4月から、西興部村が2022年10月から、それぞれ使用を開始しております。収容可能数と使用料…これについては、士別市が1,500体で使用料・管理費用込みなんですが1万3,000円、名寄市が1,500体、1万5,000円、西興部村が500体で1万円という状況でございました。使用要件…例えば町内に住んでる方だとか、本籍を有してるだとかいろいろ要件はあるとは思いますが、この合同墓について、本町でも是非答弁した方が私はよいと考えておりますので、町長の見解を伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 桜木議員の「合同墓の整備などについて」の御質問にお答えいたします。

本町は、下川墓地をはじめ3か所の町営墓地がございます。令和7年3月31日現在、全区画1,834区画のうち、空き区画が576区画といった状況にあります。

桜木議員の御質問にありますとおり、近年、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、墓所の維持管理やお墓の継承が困難な状況にあることに加え、お墓に対する価値観の変化などから、遺骨をお墓ではなく納骨堂などに納めて供養する方や、墓所を返還し遺族のいる他市町村へ遺骨を移動する方が増加しているものと認識をしています。こうしたことから、近隣自治体においても合同墓の整備やその検討がなされていることは承知しているところであります。

本町におきましても、近年、墓地を返還される方が、新規使用を大きく上回る状況となっており、墓じまい後の受け皿として、合同墓の設置に関するお問い合わせが数件寄せられております。

こうした状況を踏まえ、今後の墓地区画の需要等を見極める中で、近隣の状況や墓地の広域運営の可能性など、中・長期的な視点に立ち、その必要性について前向きに調査・検討を進めてまいります。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） 合同墓の設置に関する問い合わせがあるというところ、これは私も…多くの人に聞いたわけではありませんが、やっぱり合同墓が出来たらいいよねという話は聞いておりますし、また、墓じまいされる方も…私の知り合いでもやっぱりお墓…これから子供たちも町外に出てしまっていて、なかなかお墓の維持管理ができないと、だから墓じまいしてしまおうかという話もあります。

私自身もお墓…上名寄墓地にあるんですが、自分の子供たちはやっぱり地元に戻って来るとはまずないかと思っております。そうした時に…私ごとなんですが…今後お墓どうしたらいいかなというふうには考えております。

今回、この合同墓に関して、町内のとある住職に…合同墓が出来たらどうなんでしょうかねという話を…ちょっと聞かせていただきました。お寺には合祀墓ごうしぼというのがあるようでして、それは合同墓と同じような性質なんです、例えば納骨堂にある遺骨をそこにに入れてというのもあるようですが、その住職の方は、納骨堂の下に畳2畳、深さ3mぐらいのものがあるという話をされておりました。以前は数千円だったと話を聞いております。

ただ、近年、例えば安易に…そこに入れさせてくれというのが多くなってきたということがあって、1体2万円だったかな…2体目まで2万円、それ以上は何体入れても5万円という話をされておりました。合同墓自体のことはどうなんでしょうかね…納骨堂だとかそういうお寺の方に影響ありますかねと言ったら、多少はあるかもしれないけど、現代社会の状況を鑑みると、それもいいんじゃないでしょうかという話はされておりました。それは…とある住職ですから全てではないんですが、そういう話もありましたので、是非調査・検討を進めていただきたいと思いますが、ここで再質問として通告させていただいた、合同墓に若干似たような性質上のものがありまして、それは何かと申しますと樹木葬ですね、埋葬の形式として、合同墓のほかに、墓標としてツツジやツゲ、ナンテン、あとはハナミズキ、サルスベリですね、すみません…私あまり花や木に詳しくないものですから…これはネットで調べたものなんですが、低花木…低くて、できるだけ大きくなならない花ですね、これを墓標に代用する樹木葬という方法がございます。

本町の墓地の区画は、1区画5.4m掛ける3.6m…この規模であれば、本町では樹木葬は可能なのかなというふうに考えております。ちなみに下川町墓地火葬場使用条例の墓地の使用制限、第8条第1項第1号に「植樹は自由とするも樹木の高さは地盤面から2メートル以内として根幹枝葉等は通路及び他の墓地の施設又は隣接地に障害を及ぼさない様になければならない。」という規定があります。低花木で小さなものとなれば可能なかなとい

うふうに思いますが、このへんの解釈についてはいかがでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。樹木の制限は、今の条例上の部分で2m以内ということでありまして、過去にも実は墓石の横に樹木があって、それが伸びて、墓地をお貸ししている方に…早く切ってくださいというか…そういうお願いをした事例があったり、墓地内の樹木がたくさん伸びてですね、それを伐採したりしたということもあるので、樹木に関しては一定程度…毎年とはいわないまでも…やはり管理上ですね、いろいろと剪定等が必要になるかなというふうに思っております、かなり以前の話ですけども、実は樹木葬に関しても、財源確保の…内部で委員会を立ち上げたことあるんですけど、そういった形で樹木葬をやったらどうだ…そういう提案もあったように記憶していますが、最終的にはやはり管理の方が大変かなというところもあって、その際には実現には至らなかったというふうに記憶しておりますので、管理関係のことを考えていくと、なかなか樹木葬は難しいかなというのが私の現在の考え方でございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） 今回の答弁の中に、過去に樹木を植えて隣地に多少の迷惑が掛かったと、内部的にも検討した経緯があったと…ちょっとこのへんは私…役場には居たんですが全然認識していなくてあれでしたが、先ほど私が申し上げたツツジだとかナンテンだとかツゲだとか…いろいろ申し上げましたが、その区画の中に必ず収まるかといったら、やっぱりそうではないかなというところもあります。

今回のこの樹木葬に関しては、可能なかどうかという確認の意味で質問させていただきました。やっぱり一番有力なのは…私が一番効果的で課題解決につながると思うのは、合同墓…これだと思っております。是非合同墓について整備を…調査・検討ではなくて整備を進めていただきたいと思いますと思いますが、実際この合同墓に関して内部でどのぐらい調査・検討されているのか、そのへんお聞かせいただければ。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） お答えいたします。合同墓につきましては、先ほど桜木議員が仰られたとおり、町民の方から、あるいは町外に離れた方から御要望というか…特に町外に離れた方は、親をですね…下川で生まれ育ったので、ふるさと下川に戻りたいといったような強い要望を頂いております、是非造ってほしいということでお話も頂いているところです。そういった声も頂いておりますので、担当課の方に…近隣自治体も含めて、他の事例を参考に調査・研究を進めてほしいということで指示をしております、今後、先ほど桜木議員のお話がありましたとおり、既に合祀墓等…実際に行われている部分もありますので、そういったものも含めながらいろいろと検討して、整備に当たっての課題を整理していくという段階かなというふうに思っています。

最終的には、他の事例もありますけれども、利用するに当たって、制限もいろいろある合同墓もありますので、そういったものも含めて、下川町の実情に即した形で実現できればというのが今の私の考え方でありますので、そういった課題を整理するという段階でありますから、課題を整理して実現に向けて…先ほどもお話したとおり前向きに検討していきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） 合同墓に関しては調査・検討…これを担当には指示してあると、近隣町村の状況も把握し、あとは下川町の実情に合ったものとしたという回答を頂きました。課題の整理もいろいろ大変かと思いますが、自分もそうでしたが…行政では回答するときに「調査・検討していく」という言葉がよく使われます。私はできるだけ明確な答弁を頂きたいと思っておりますので、例えば…なかなか明確には言いづらいかもしれませんが…例えば何年以内に整備したいという、そういう考えがあれば、端的に明確に答弁を頂きたいと思ひます。

○議長（我孫子洋昌君） 田村町長。

○町長（田村泰司君） なかなか難しい御質問で答えづらいところありますけれども、まず課題の整理が一定程度終わらなければ、次の段階…設計ですとか、どういったものを造るとかというところにはいかないものですから、そういったところも含めてですね、できるだけ早期にという答えで勘弁していただければなというふうに思ひます。来年とか再来年とかという具体的な年数ではなくて、いろんな課題がやっぱりあるかなと思うので、単純に…造ればよいということでもないと思ひますので、いろいろな取り決めも含めて、あるいは場所も含めて、どういう形で管理していくかも含めて、ある程度…これでいけるという段階になって実際にやっていきたいというふうに思ひますので、そういったところも踏まえていただきながら御理解頂ければと思ひます。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） 想定していた答弁でありました。できるだけ早期に…私自身は若干不満は残りますが、内部的な事情もいろいろ分かります。いろいろな要望が…たくさんかどうかは…ちょっとそこまで把握はしておりませんが、やっぱり少子高齢化社会の時代において、お墓を承継する人がなかなか少ない状況の中、早急に…早急にですよ…整備することを強く申し上げまして、私の二つ目の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（我孫子洋昌君） これで桜木議員の質問を閉じます。

以上で、一般質問を終わります。

---

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了といたします。

本日は、これもちまして散会といたします。

なお、9月定例会議の再開は、9月19日午後3時ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時10分 散会